

衆議院 農林水産委員会 議 録 第二十三号

平成十一年七月十三日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 穂積 良行君

理事 赤城 徳彦君

理事 松岡 利勝君

理事 小平 忠正君

理事 宮地 正介君

今村 雅弘君

奥山 茂彦君

金子 一義君

岸本 光造君

熊代 昭彦君

坂本 剛二君

園田 修光君

丹羽 雄哉君

御法川 英文君

宮本 一三君

安住 淳君

今田 保典君

堀込 征雄君

漆原 良夫君

井上 喜一君

菅原 重郎君

藤田 スミ君

出席國務大臣

農林水産大臣 中川 昭一君

出席政府委員

厚生省生活衛生局長 小野 昭雄君

農林水産大臣官房長 高木 賢君

農林水産省経済局長 竹中 美晴君

農林水産省構造改善局長 渡辺 好明君

理事 増田 敏男君

理事 横内 正明君

理事 木幡 弘道君

理事 一川 保夫君

小野寺 五典君

金子 一義君

木部 佳昭君

熊谷 市雄君

小島 敏男君

鈴木 俊一君

中山 成彬君

萩山 教嚴君

宮腰 光寛君

矢上 雅義君

奥田 建君

鉢呂 吉雄君

上田 勇君

木村 太郎君

佐々木 洋平君

中林 よし子君

前島 秀行君

農林水産大臣 中川 昭一君

出席政府委員

厚生省生活衛生局長 小野 昭雄君

農林水産大臣官房長 高木 賢君

農林水産省経済局長 竹中 美晴君

農林水産省構造改善局長 渡辺 好明君

農林水産省農産園芸局長 樋口 久俊君

農林水産省畜産局長 本田 浩次君

農林水産省食品流通局長 福島啓史郎君

農林水産技術会議事務局局長 三輪 壽太郎君

食糧庁長官 堤 英隆君

林野庁長官 山本 徹君

公正取引委員会事務局経済取引部長 上杉 秋則君

農林水産委員会専門員 外山 文雄君

委員外の出席者

農林水産省農産園芸局長 樋口 久俊君

農林水産省畜産局長 本田 浩次君

農林水産省食品流通局長 福島啓史郎君

農林水産技術会議事務局局長 三輪 壽太郎君

食糧庁長官 堤 英隆君

林野庁長官 山本 徹君

公正取引委員会事務局経済取引部長 上杉 秋則君

農林水産委員会専門員 外山 文雄君

委員の異動

七月十三日

辞任

今村 雅弘君

木部 佳昭君

堀込 立君

神田 厚君

堀込 征雄君

同日

辞任

奥山 茂彦君

小島 敏男君

坂本 剛二君

奥田 建君

今田 保典君

第五五号(参議院送付)

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日(の)会議に付した案件

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)(参議院送付)

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(内閣提出第五四四号)(参議院送付)

肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五五号)(参議院送付)

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)

○穂積委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 おはようございます。

昨日は、大臣におかれましては、新しい食料・農業・農村基本法が参議院で可決され成立をしたという事で、この間の御苦労に敬意を表したいと思っております。また、まさに基本法が成立して、その具体化に取り組むという政府の責務は大変大きいものがあると思っておりますので、その取り

組みについてよろしくお願いしたいと思っております。

今回の基本法は、自給率の向上あるいは国内生産を基本とするというような食料の安全保障、あるいはまた農業の持続的な発展、さらには価格政策、所得確保政策、経営安定対策という形、そして同時に農村振興という多面的な農業、農村あるいは食料の基本法であるというふうに考えております。

そこで、大臣にお伺いしたいんですけれども、きょうあたりの報道を見ても、この基本となる予算について、農水省としても大胆に見直しをしていく、あるいは拡充をしていくということが報道されておりますし、私もそうであらうというふうに考えております。予算編成といいますが、概算要求も行われるわけでありまして、来年度の予算に向けて大臣としてこの基本法にのっとってどのようにこの予算というものを大胆に見直ししていくのか、その基本的な考え方を聞かせたいと思います。

○中川國務大臣 おはようございます。

まず冒頭、今鉢呂先生からお話がありましたように、食料・農業・農村基本法を昨日国会で成立をさせていただきまして、当委員会の先生方を初め、まことにありがとうございます。

今先生からお話、御質問のあった件につきましては、まさに新しい食料・農業・農村政策というものをさらに推し進め、また、ある意味では新しい部分が出てくるわけでございますので、この基本法、あるいはまたこの基本法に基づく基本計画あるいは関連法案等々一体となって推し進めていかなければなりません。

そのためには、法制度の整備だけではなく、政策の執行に必要不可欠な予算というものの、この法律の趣旨に合った形でこれから来年度予算ある

いは今後の予算にしていかなければならないというふうに通つておりますので、農林関係予算につきまして、柔軟にといましようか、思い切つたといましようか、大胆にといましようか、この法律の趣旨に合致するような形の予算編成にしていきたいというふうに通つております。

○鉢呂委員　そこで、この基本法の精神を生かすためにも、いわゆる農産物の国際貿易交渉、これは極めて重要なかなめになるというふうに思っております。きょうの農水省からの説明によりますと、五カ国農相会議も、カナダ政府の都合といえますが、その日程を延期する旨の案内があつたということでございまして、農相会議が延期をされることは確定したようでありますけれども、いづれにしても、農産物の貿易交渉というのは極めて大きな、重要な課題になるというふうに思っております。

そこで私は、前回、六月二十四日の当農水委員会でも、国民的な合意を得て交渉をしていくためにも、国民の民主主義としての最大の機関であります国会の論議を踏まえてということを強く要請したところであります。今回は延期になりましたからよかつたんでありますけれども、このまゝいけばその審議も経ずして大臣が行くことになつて、私はさうこのことに苦言を呈しようと思つておつたわけでありませうけれども、幸い延期となつた。しかし、WTOのジュネーブの委員会等には日本政府の態度というものをもう既に表明しておるようでありませうから、私は、いろいろな交渉は長い時間がかかると思ひますけれども、やはりこの国会で皆さんの政府の提案というものをきちつと正式にして、そして論議をきちんとしておくべきであるというふうに強く思つておるわけでありまして、農水委員長にも前回もお話したと思つておりますけれども、そのことについてどのように考えておるか、まず農水委員長にお伺いをいたしたいと思ひます。

○穂積委員長 WＴＯ関連の問題につきまして当委員会ですべての審議をしようではないかという民主

党の理事さんのかねてからのお話もございまして、各党の理事からもそのような御意見を承つてゐるところでございます。したがいまして、この扱いにつきましては、今国会の残余の期間内で、残された法案の審議との兼ね合いを考えながら、そのような委員会審議の日程をどうするかについては理事会で相談をさせていただきます。

○鈴木委員　大臣も連日の質疑でお疲れだと思います。それから、法案について今個別の質疑をさせていただきまますので、担当局長、長官等で御答弁をいただきます。ただ分についてはそのようにお願いいたします。思っております。

そこです。最初に、遺伝子組み換え農産物という食品の問題についてお伺いをいたします。この問題は最近国の内外で大きな問題になっておりまして、とりわけ食品としての不安感、消費者から訴えられておる分も大変大きいわけであります。

そこで、国内にこの遺伝子組み換え食品の流通、どのくらいされておるのか、まずこの辺からお聞きいたしたいと思います。

○ 樺島政府委員　外国から我が国が大量に輸入しております農産物のうち、遣伝子組み換えのものが存在する農産物といしましては、アメリカからの大豆、トウモロコシ、それからカナダからの菜種があるわけでございまして、こうした遣伝子組み換え農産物と従来のものとは一般的に区分して流通していいことから、これらの輸出国におきましてどの程度遣伝子組み換え農産物の栽培面積があるかというような統計はないわけでございます。

しかし、アメリカなりカナダなりの遺伝子組み換えの種子の販売状況等から平成十年の遺伝子組み換え作物の栽培面積を見ますと、アメリカの大豆で作付面積の約三割弱、トウモロコシで約二割から三割強、それから、カナダの菜種で約四割弱が遺伝子組み換え作物に置きかわっているというふうに推定されているわけでございます。

ドリンクという形で分別流通されているものを除きまして、我が国がこれらの国から輸入しております大豆、トウモロコシ、菜種も、同様な割合で遺伝子組み換え作物が含まれているというふうにかえておるところでございます。

○**鉄匠委員** アメリカでの遺伝子組み換えの作付け、今平成十年の今数値を言われたんでありますけれど、平成九年に比べますと倍増の勢いでふえておることも事実であります。同時に、今お話はありませんでしたけれども、日本がアメリカから輸入しておる大豆の割合が七九％、トウモロコシが八五％、カナダから菜種というような形で、大変多くを遺伝子組み換え作物をつくつておる国から輸入しておる。しかも、今局長が言われましたように、区分流通をしておらない、その確認はしておらないということでございます。

そこで、コーン等を含めてどの程度、遺伝子細み換え作物、品種といいますが、品目といいますが、アメリカにあり、そして日本はどの程度認めておるのか、この点についてお伺いいたします。

○福島政府委員 輸入物につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。国内におきましては、今のところ、そうした種子を国内で、例えば大豆あるいはトウモロコシにおきまして、遺伝子組み換えの種子を一種農業的に栽培しているという実態はございません。

○鉢呂委員　ちよつと私、質問通告したつもりでありますけれども、承知をしておらないようでありますから。

食品としては二十二品種ですね、日本が認めておるもの。それから、今局長が言われました、種子として、栽培として四十一品種というふうに私はデータから把握をしております、例えばアメリカは、コーン、トウモロコシとして七品種、安確認をされておりますけれども、日本には四品種、確認められておるという形をとっておるというところであります。

このように、大変日進月歩の形で遣伝子組み換え品種というものが出てきておりますし、また日

本は、その一部を安全基準のもとで認めておるといふのが実態であります。しかも、大臣、このよ
うな形で表示もされておりません、大臣御案内のと
おりです。どのぐらい入っておるかも確認され
ないという状況であります。

そこで、地方自治体、団体あるいは個人で、農水省、厚生省等にとどのような要請といいますが、遺伝子組み換え作物の安全性に関しては、さまざまな御意見が来ておると思いますけれども、これはどのぐらいになるのか、ちよつと教えていただきたいと思います。

○中川国務大臣 この遺伝子細み換え食品の表示につきましては、検討会で昨年たき台をお示しして、いわゆるパブリックコメントという形でいろいろな全国の個人あるいは団体から一万件を超える御意見をいただきました。また、地方議会等から一千百二十件の要望書もいただいております。

当然大前提なわけでございまして、我々はもちろん一万件以上のうち、やはり安全だということはある。安全というものを大前提にするわけであります。その表示について、とにかく不安だという御意見もありましたし、また表示さえしつかりすればいいという御意見もありましたし、そういう御意見が比較的多かったというふうに認識をしておられます。もちろん、それ以外にも、極端に言えばアメリカ方式でもいいじゃないかというような御意見もあった、いろいろな御意見があったわけでありました。

いずれにいたしましても、こういうものを参考にしながら、たまたま本日、この遣伝子組み換えに関する小委員会の取りまとめが午後出されるわけでございます、これは小委員会でございますので、この後、上部組織になります懇談会で八月末に最終的なお考えというものをいただきます、そして、できるだけ早く適正にこの表示の問題をきちつと決めていかなければならないというふうに考えております。

○鉢呂委員　私も遺伝子組み換え品種というもの

の中身をきちんと、最近、文献等で掌握しているだけなんでありませうけれども、要するに、遺伝子の一部を組み換えて、微生物をそこに組み入れて、例えばトウモロコシであれば、ある種の害虫を殺す遺伝子を組み込む、したがって、ある種の害虫は、トウモロコシの葉っぱを食べれば、まさにその中に農薬のものが含まれている、それを食って死ぬ。

あるいは、除草剤を軽減するために、ある種の除草剤についてはこの作物はその除草剤で枯れることがない、効かないというものを組み入れておいて、したがってそのほかのものは全部、雑草等は死んでしまう。ラウンドアップという除草剤が昔からあるんですけども、これは全面的に効いてしまふんです。そのラウンドアップの効かない遺伝子を組み入れておる作物をつくった場合に、デントコーン、トウモロコシ等が枯れずにほかの雑草が枯れてしまふというような、生命の基本でありますDNAの組織をかえることによってそういうものをつくり出す、まさにバイオテクノロジーの技術だというふうに思います。

消費者が一番不安に思っているのは、確かに、これまで日本もさまざまな品種について開発業者からデータを出させたり、また試験をしたり、安全性の基準に基づいて問題なしということで先ほど言ったような品目についてゴーサインを出してきたわけでありませうけれども、非常にこの技術は高度な技術でありますし、遺伝子に対して手を加えるということについて、果たして短期的な実験あるいは開発業者だけの試験で後世にとっても大丈夫なのかという不安感が非常に強いんですね。例えば、遺伝子を組み入れると、今は短期的な試験では出てこないんですけれども、全く予期しないようなことが起きる危険性はないのかどうか。私も素人でありませうから、あるいはまた、遺伝子を組み込むことによって、クローンなんかがあるやうなことが言えるんではありませうけれども、作物中に眠っている、今までは発現しておらない遺伝子が突然発現をして、全く別の作物になつて

しまふとか、あるいは、人間にとって普通は何もないんですけれども、アレルギーのような、アレルギーというものの毒素や、あるいはがんを生させる発がん物質をつくってしまうのではないのか。今は人間は予見できておりませうけれども、そういう可能性はないのかどうか。

あるいはまた、先ほど言いましたように、ある種の害虫には効くんですけども、しかし何らかの形で、種子として人間が食べるとして輸送した中でこぼれてどこかに落ちて、それが雑草化したときにほかの害虫にも効いてしまふというやうなことがないのかどうか。あるいは、他の動植物や人間にもそれらの遺伝子が移ることはないのかどうか。

人間は、私も素人で余りわかりませうけれども、先ほど言った、昆虫は胃の中で、アルカリの中で作用するから、その農薬的なものは効くんだ、人間の胃は酸性ですから、酸性の胃の中では効かないんだ、あるいはそれを受け入れる受容体というものがある、それと結びつかなければ効力を発生しないんですけれども、その受容体は人間の中になくから昆虫と違って毒性を発揮しないというやうなことが言われておるんです。

笑い話ですけれども、体の調子が悪くて何かの薬を飲んで人間の胃がアルカリ性になつた場合に、果たしてその薬は効かないのかどうか、効いてしまふのではないかと。受容体がないから大丈夫だというやうなことが言えるわけでありませうけれども。しかし、いずれにしても、DNAについて何らかの組織がえをするわけでありませうから、予期せぬ危険性というものが生ずる可能性はないのかどうかというのを極めて心配するわけでありませうし、また、日本のように、非常に輸入食品に依存をしておりませうから、果たして、行政等のきちんとした検査なくして入ってきたものについて、後からその危険性があつたというやうなことが言われておるわけでありませう。

そこで話を進めますけれども、最近ヨーロッパ、EUが新たな組み換え食品の認可はしないんだというその発端になつたのが、イギリスの科学雑誌のネーチャー五月号にBtコーンという、先ほど言いました害虫に強いトウモロコシのBtという品種、日本もこれは認可しておるのですけれども、そのBtコーンの花粉の降りかかった葉っぱを食べたチョウが、オオカバマダラというチョウなんですけれども、その幼虫が四日間四四％死亡してしまつた、生き残つた幼虫も体重が半分以下だということ、これは実験室のデータなんですけれども、野外で花粉が六十メートルぐらいも飛ぶので、広い範囲で、ある種の昆虫だけ、このコーンだけ被害をするチョウの幼虫に効くBtコーンだつたんですけれども、他のチョウの幼虫にも効くのではないかと、その懸念がネーチャー誌に掲載をされたということでありませう、このネーチャー誌の論文について、まず農水省はどのような見解をとつていらっしゃるか、お答え願いたいと思います。

○三輪政府委員 ネーチャー誌の論文の趣旨は先生のお話のとおりでございまして、トウモロコシの栽培圃場の真ん中にオオカバマダラの好む植物があるやうな状況に近い、非常に高密度な花粉を葉につけて幼虫に摂食させたところたくさん死んだというデータでございまして。私も、この報告に対しまして、農林水産技術会議に設立されております組換え体利用専門委員会で検討をしたところでございまして、現実的に考えた場合に、チョウの生息地が圃場の中にあるということとは非常に考えにくいことであります。したがつて、圃場の外にいる場合、花粉の密度は必然的に低下するということがあること、これが第一点でございます。

それからもう一つは、トウモロコシの花粉が発生して飛散する期間は一年間で一週間から十日のごく短期間に限られております。したがつて、この短期間にチョウの好む植物に高密度で花粉がつくという想定はこの報告、このとおり現実で自然の昆虫相に大きな影響を与えると結論づけるのはやや適切ではないのではないかというのが専門委員会の見解でございます。また、そうでありませうが、同専門委員会では、先生、我が国でこのトウモロコシについて安全性を確認しておるということと言われましたけれども、これは加工目的、加工原料として輸入される件については安全性を確認しているわけで、栽培目的に關しては確認をしておりませう。仮に栽培された場合、極めて異常な、異常なといひますか、例えばトウモロコシを大面積で栽培している圃場のごく近くにチョウの生息地があるというやうな場合にはこの論文が言っている懸念も考えられるということはあるやうなもので、改めて、この件に關しましては周辺生物への影響を十分検討してみることがあるというふうに思っております。

このために、今年中に、このトウモロコシが栽培されるといふ場合を仮定いたしまして、新しい評価項目、評価基準を設定することを検討しております。その検討が終了するまでの間、花粉中にBtたんぱく質を産出する作物の国内での栽培については安全性の確認を行わないということにしております。

○鈴木委員 農水省のこの関係の対応についても今後段お話をあつたのですけれども、それについてお聞きいたします。

一つは、今のBtコーンの品種にかかわつて、新たないわゆる種子としての品種にかかわつて、認可、認可というものをしないということなのか。あるいは、EUの場合は食品に供する品種についても全面的に新たな認可をしないというふう聞いておるのですけれども、EUとの関係も含めてお答えを願いたいと思います。

○三輪政府委員 ただいま申し上げた措置は、花粉にBtたんぱく質を産出する作物について、栽培目的、栽培用途でそれを使うという場合については、評価項目等検討して、その検討の結果が出るまでは安全性の確認を行わないということでご

ざいます。また、加工用途でこのものについて安全性の確認をしておりますが、それは、先生が先ほどたくさんおっしゃいました心配事の中で、この種子が輸送中等にこぼれ落ちて、それが雑草化をしていろいろな影響を与えるということについて十分検討いたしました。このトウモロコシの種子に関しては、たとえこぼれ落ちて冬を越せない。したがって、開花をする可能性がないということも明らかに検証いたしました。その上で加工用途のものについては従来どおり安全性を確認しております。

○鉢呂委員 もう一度お聞きしますけれども、今回のBトコーンの、いわゆる種子としての使用について新たな認可をしないという意味なのか、ほかのいわゆる遺伝子組み換え作物の環境に与える影響を勘案して、すべて種子としての新たな認可を凍結するのか、その辺もう一度お答え願いたいと思います。

○三輪政府委員 花粉中にBトを産生するトウモロコシに限ってのことです。

○鉢呂委員 そこで大臣、お聞きを願いたいのですが、六月二十四日の欧州の環境大臣理事会においては、現行の遺伝子組み換え作物に対する法規制下では、EUは新たな認可をしないという決定をしたわけでありまして。

その理由として、今後新たな法規制を確立していききたいということで、例えば、一つは、認可の期限を、一回認可したらそれを無制限ということではなくて、期限をつくるべきでないだろうか。それから二番目に、販売、輸送中の表示の義務づけ、これは日本も今検討しておるということでありまして、それから三番目として、食物連鎖を通じてどういう影響があるのか、その調査を新たにすべきでないか。それから四番目として、審査過程における、消費者に対する、国民に対する情報公開。これらを総合的に見直しをしようというところで、ヨーロッパは一九九一年に法を制定して、日本の安全基準のようなものだと思いますけれども、それはやはり相当古いものになっておる

のではないかとということで、食品としてあるいは栽培の種子として、両面あわせて総合的に安全基準の見直しをしていこうということにあるわけでありまして。

私はどうも、ほかのイギリスの学者が、いわゆる食糧を食べた場合にもネズミが異常を起こした、ネズミの体重が変化したりとか、脳が変化したりとかいうようなデータも出てきておりますから、そういうものを含めて全面的に見直す段階にあるのではないかと。あるいは、見直しの段階では新たな認可をしないというヨーロッパ的な、EU並みの遺伝子組み換え作物に対する対応をすべきでないかというふうな思いをしております。

○中川国務大臣 まさに、我が国として、このGMO食品の表示の問題、大詰めを迎えておるわけでありまして、お手本といえましょうか、アメリカ型とEU型、現にそういうルールができていてる国があるわけでありまして、当然そういう国々の状況というものが参考になりながら、しかもEUとアメリカとは考え方が大きく違っておりますから、阿地城・国間の一つの政治問題、貿易問題にまでなっておるわけでありまして。

そういう中で、何回も申し上げておりますけれども、この問題に関しては、まず安全性というものの確認、それから輸入国としての立場というものが二つの原則としてあるのではないかと。これを私自身申し上げておるところでございます。

そして、仮に安全だと専門家、我が省でいえば専門家のトップであります三輪技術会議事務局長からも今答弁がありましたけれども、食品として入ってくる場合、あるいは種子として入ってきて、それが栽培というよりも勝手に生えちゃうという場合等、幾つかの問題が考えられるんではないかと思っております。

それから、実際にヨーロッパの例なんかを聞きますと、ヨーロッパで豆腐は食べませんけれども、例えば豆腐のような食品について、これは後で検

査をしなきゃいけないというのがヨーロッパのシステムだというふうな聞いておられて、さあ豆腐の中で、この部分はGMO大豆、この部分はそうじゃない大豆と仕分けるのは、かなり技術的に苦勞をされているんだという話を以前伺ったことがございます。

そんなような実務例といえましょうか、現実にはアメリカ、EU等で行われているということも参考になりながら、さらには先ほど申し上げましたパブリックコメントの結果、あるいは地方議会の御意見等も参考にさせていただきながら、間もなく小委員会、そして懇談会での結論を出していただくわけでございます。今の段階で、極端に言えばアメリカ型がいいとかヨーロッパ型がいいとかいうことを、私の立場としては、国会での御審議あるいはまた懇談会で御議論をいただいている最中でございますので、両方、一長一短といえましょうか、一長一短というよりも、とにかく大原則としての安全性、そして輸入国の立場というものが、まずは現時点で申し上げられると思いますが、結果として表示を義務づけるかどうかにつきましては、パブリックコメントの御意見をちょっと先ほど申し上げましたけれども、そういうものも踏まえた検討会での結論を待ちたいというふうに現時点では考えております。

○鉢呂委員 農水省で出されております「組換え農作物早わかりQ&A」農林水産技術会議事務局、これも、「遺伝子組換え技術を使うと安全上予想もしないような事態が発生しませんか」という問いに対して、「予想もしないような特性を持った個体が発現する可能性はほとんどありません」と。「ほとんどありません」という表現で、大丈夫だという形にはなっております。それからもう一つの方も、いまだそういうものが出ておりませんというふうな表現になっておるのであります。

先ほど言いましたように、さまざまな国際的な学術論文が出ておる中で、やはり違ったものが出てきつつあるわけありますから、大臣も言われ

ました安全性というものを第一に考えれば、もう一度日本の安全基準、これは環境と食品という形で、環境の方は特に農水省が責任を負う立場にありますけれども、もう一度安全基準を今の立場に立って厳密に検討をする必要があるのではないかと。

私の聞いている範囲では、今の、きょう発表される検討委員会は表示問題懇談会であります。表示についてどうするかということに限定をしておるようでありまして、やはりその前提になるGM食品というものの、遺伝子組み換え食品というものの安全性について、こゝまでやれば大丈夫だというものを日本として出す必要があるのではないかと。

どちらかというと、今まで開発業者の資料を受けて、これなら大丈夫だろうというふうな、あるいは若干圃場検査のようなものやってきたようでありまして、データによると、日本はまだ圃場の調査も四百数十件ぐらい。アメリカは、圃場調査がもう数百件ですね。種子によって環境にどういった影響があるかという調査も非常に少ないんですね。普通はベーパー検査のような形になっておりますから、私は、この安全性についても一回、EUで検討するような項目ではないかというふうな指摘をさせていただきたいと思っております。

同時に今、表示の問題で、きょうその報告が出るといことであります。表示をするための、組み換え食品として流通上区分ができるのかどうか、あるいは、これらについての科学的な分析ができるのかどうかという点が大きな課題になっておると思います。きょう出るものを今どうこうというのは難しいと思いますけれども、局長の諮問機関でありますから局長でよろしいんですけれども、どういった結論になるような状況にあるのか、お聞きしたいと思っております。

○福島政府委員 この技術小委員会につきましては、ちようど今開会されました議論しているところ

ろでございまして、その内容につきましてお答えすることは差し控えたいと思っております。この小委員会でもって議論いたしますが取りまとめいただく内容といたしまして、加工工程で組み換えられたDNAなり、これによって生じたたんばく質、それが残っているのか、あるいは除去、分解されているのかどうかというものを、各食品におおむね二百ぐらいの食品を検査したわけでございしますが、その結果が報告されるというふうにごえております。

また、加工食品の原材料として、遺伝子組み換え農産物がどの程度利用されているのかといったような観点の整理も行われているというふうにごえております。

また、そのほか、非遺伝子組み換え農産物を区分流通される、いわゆるIPハンドリングという分別流通がアメリカ等で行われているわけでございしますが、その具体的な方法と課題、制約等につきましては、この小委員会の取りまとめの中で触れられるのではないかと考えております。

○鉢呂委員 今現在、遺伝子組み換え作物の輸入の確認はきちんとできておるのかどうか、それをまずお聞かせ願いたいと思っております。

日本が認めておる組み換え食品をきちんと確認されておるのか、あるいはアメリカ以外の国もあつておらん品種について、これをきちんと確認して輸入をされておるのかどうか、厚生省に確認をさせていただきます。

○小野(昭)政府委員 組み換えDNA技術を応用いたしましてつくられます食品につきましては、その安全性の評価に関しましては、厚生省の審議会でございます食品衛生調査会におきまして、事業者が行いました安全性評価がいわゆる安全性評価指針に適合しているかどうかというものを個別に判断をいたしているわけでございます。

この安全性の評価の基準でございすけれども、WHOあるいはOECD等の国際的な機関に

おきましての評価の考え方が取りまとめられているわけですが、これらとはほぼ同様の内容でございまして、こういったものを踏まえまして、平成三年に評価指針を策定しております。

したがって、御指摘の個々の食品につきましてはそれを国内に流通させるかどうかという点につきましては、個別食品ごとに業者から申請が出されまして、この安全性の評価指針に適合しているかどうかというものを私どもとしては確認をしているというところでございます。

○鉢呂委員 それは輸入業者の申請書のうのみにしてあるということではないんですか。そういうのを確認とは言わないんですけれども。

○小野(昭)政府委員 輸入をいたしまして販売したいというふうに見込んで業者がございましては、当然この個別品目につきまして安全性の指針に適合しているかどうかを申請していただいて、私どもで確認をしているというところでございす。

○鉢呂委員 そのGM食品そのものの、現物を厚生省としては検査しておるんですか。

○小野(昭)政府委員 現物ということではなくて、いわゆる安全性評価指針、安全性の評価ができるようなデータを業者から提出を求めまして、それについて個々に評価をしているというところでございす。

○鉢呂委員 いずれにしても、現物の検査をしておらないということ、GM食品というふうに表示をしておらない大豆が実際はGM食品であつたということ、これがまさに全く確認をされておらないということ、局長は言われたと思っております。

輸入検査について、これではどうにもならない、表示をしようとしてもそれはもうどうにもならないわけでありまして、厚生省として、今後どういう形でこのGM、遺伝子組み換え食品について検査体制——私は、輸入の際にきちんと、日本で認められた品種かどうか、それ以外のものが入っていないかどうか検査をすべきである、あるいはその機器もきちんと配備すべきであると思っております。

先般のNHKの「クローズアップ現代」においても、民間の検査機関といいますが、民間の研究所がこの検査の要望が強い、これは消費者から強いんでありますけれども、そういう状態でありまして、決して水際できちんとした厚生省の対応になつておらないのではないかとこのように思っています。

これらについてどのように考えるか、御答弁願います。

○小野(昭)政府委員 食品衛生法第四条の二にございまして、一般に飲食に供されることがなかつたものであつて人の健康を損なうおそれがない旨の確認がないものはこれを含むものにつぎましては、必要がありますときには、食品衛生調査会の意見を聞きまして、食品としての販売を禁止することができるといふふうになつておるわけでございす。遺伝子組み換え食品につきましては、これまでの食品と同等でないものがあるとした場合には、販売が禁止できるものというふうにごえております。

安全性の評価につきましては先ほど来るる申し上げておるところでございす、今後の方向の御質問でございす。

厚生省といたしましては、各国政府に対しまして、厚生省が行います安全性評価の確認を必ず受けるように関係者に対して周知徹底を図るよう強く求めているところでございまして、私ども得ております情報では、これまでのところ、安全性の評価の確認を受けていないものは輸入されていないというふうにごえております。

ただ、遺伝子組み換え食品は、いわゆる新しい食品でもございす。そういったことから、人に対する影響等いろいろ御不安があるわけでございまして、当然のことといたしまして、調査研究を強力に推進していく必要がありますとともに、本年度から、厚生科学研究費補助事業によりまして輸入時のモニタリング検査を開始することといたしております。具体的には、挿入した遺伝子を検知するPCR法を用いまして、我が国に輸入さ

れます大豆、トウモロコシ等の農産物が遺伝子組み換え作物であるかどうかを推定する検査といったものを実施したいというふうにごえております。

○鉢呂委員 大臣にも一言お伺いしたいのでありますけれども、先般のNHKの「クローズアップ現代」でも、農水省の幹部の皆さん、これは一部が取り上げられたということでありますけれども、この遺伝子組み換え食品というものが貿易障壁といひますか、農産物貿易における貿易障壁となつてはならないということを一つの要件に発言をしておつたんですけれども、私は、そういう問題ではないと。大量に輸入をしておる日本という国が、食料の安全という立場でこれは十分検討して、決してバイオテクノロジーの開発業者が優先された輸入であつてはならない、慎重の上にも慎重を期して対応すべき問題であるというふうにご思つていますし、今後WTOの農業交渉でも、この遺伝子組み換え食品については大きな交渉事になるというふうにご思つておるわけでありまして、農水省としても、このGM食品の輸出入に対する基本的な考えをきちんととまとめて交渉事に当たつてもらいたい。

例えば、日本の次期交渉に向けての提案で、「遺伝子組み換え食品の取扱ひ等新たな課題については、現状分析、問題点の洗い出し、現行各協定との関係整理等を多角的に検討するための適切な場が設けられるべきである」というふうにご日本政府の立場を述べておるわけでありますけれども、単に検討という形でなくて、安全な食品を輸入するという基本姿勢に立つて交渉に臨んでいただきたいもの、というふうにご思ひます。

○中川(昭)政府委員 この間のケルン・サミットで、我が国、総理からこの遺伝子組み換えについて次期農業交渉の中で議論をするというふうな提案といひます。これは発言がございまして、

いわゆる遺伝子組み換えという技術は、やはり先端技術の一つだと思ひますので、研究をしちやいかめとかそういう次元の話ではないのではない

かと、まず前提として私は考えます。特に、我が国のイネゲノムを初めとする遺伝子の解明というものは、やはり人類あるいは地球環境にとってプラスになる大きな研究であり、世界じゅうが本当に血眼になって競争しておるといふ先端技術であらうと思います。一つはそういう位置づけを私はしております。

ただ、食品ということになりますと、やはり大前提として安全であるということが当然要求されるわけでございますし、現に我が国でも、いろいろなメーカーが遺伝子組み換えの研究をやり、また国も、農林省や厚生省、科学技術庁等々でやっておるわけでございますけれども、その技術とそれを利用した食品の安全性というものは、これはもう大前提として安全性というものが求められます。

そしてまた、現にGMOの輸出農産物としてはアメリカ、カナダが中心になっておりますし、輸入国に対してこれをどんどん買え買え、あるいはまた、必要だから買うというだけで安全性の問題がおろそかになっては絶対にならないという前提がございます。その上で、表示の問題というものも出てくるんだらうと思います。

いずれにいたしましても、きょう先生がこの問題を大変深められ、そしてまた、たまたま本日小委員会での方向性も出る、次期交渉に向かつてこの問題を我が国が中心になって提案をし、議論をしていこうということでございますので、安全性あるいは輸入国の立場というものを前提として、この遺伝子組み換え食品の表示のあり方につきまして八月中には結論を出したいというふうな考え、またその場で当委員会を初めいろいろと御議論をお願いしたいと考えております。

○鉢呂委員 表示については八月にきちんと行えるように結論を出していただきたいと要望をさせていただきます。

そこで、次に有機農産物の関係について移らせていただきます。

まさに今の消費者の不安とは全く反対の、安全

な食品をつくっていくという形の有機農産物でございます。先般の七月三日までのFAOとWHOの合同の食品規格委員会、通称コーデックス委員会と言われたところで、この有機農産物の国際基準を採択したわけでございます。

そこで、日本もガイドラインという形で、平成四年からでしたか、この有機農産物の推進を図っていつておるわけでありますけれども、現状、有機農産物の日本における需要あるいは将来の需要動向、あるいはまた、現在の国内の生産量、また将来の国内供給量、供給率といえますか、それらについて農水省はどのように計画を立てておるのか、あるいは考えを持っておるのか、現状はどうなっておるのか、お答え願いたいと思います。

○福島政府委員 現在の有機農産物の流通状況でございます。

有機農産物の民間認証機関六団体、それから認証を実施しております六県への聞き取り調査によれば、認証を受けた有機農産物、これはいわゆるガイドラインに基づくものを合計したものでございますが、三十七億七千万というふうになっております。

それで、平成十年に農林水産省で調査したところ、消費者は有機農産物についてどういう考え方をしているかということでございますが、八割以上の消費者が、通常の野菜と比較して価格が高であつても有機農産物を購入したいというふうな考えを持っているということでございます。また、有機食品の検査、認証制度が導入された場合には、六割以上の消費者が認証されたものを積極的に購入したいというふうな考えを持っていることが出ています。

○鉢呂委員 非常に抽象的でありまして、JAS法改正法によりまして有機表示の適正化が行われれば、今後、有機農産物の国内需要は増大するものというふうな考えでおります。

○鉢呂委員 非常に抽象的でありまして、毎日の新聞を見ていると、例えばキンピールが有機の農産物を原料として使うとか、さまざまな大型チェーン的なレストラン等でも有機の農産

物を原料として使うとか、あるいはレストランに行つても有機というものを標榜してメニューがなされておるといふようなところが見られるわけでありまして、そういう意味では、今局長も言われていましたように、日本の国民の皆さんの有機食品に対する関心というのは非常に高いというふうな思っております。

その割には、農水省のこれに対する基本的な考えあるいは計画というものが必ずしも積極的に行き出されておらないのではないかというふうな思わざるを得ません。

例えば、平成五年、このJAS法の改正で、このときガイドラインの関係で出てきたものでしょうけれども、百二十六国会の附帯決議で、有機農業の農政上の位置づけ、今後の展開方向を明確にして、各地域における有機農業の振興を図るための方策を検討すること、その取り組みを助長するため、必要に応じた所要の措置を講ずることという附帯決議が当委員会でもなされておるわけであります。それを踏まえて、もう少し局長に、この有機農業に対してどのように考えておるのか。

今回の新しい食料・農業・農村基本法を見ても必ずしも明らかではありません。安全な食料を供給するということとは抽象的にはわかります。あるいは、それに付随して具体化した農政改革大綱においても、表示としての有機農業、まさに今この審議をしておるわけでありまして、表示の問題に偏つておるのではないかとというふうな思われる感があるわけであります。

先ほど言いましたように、国内生産額というのは本当に微々たるものであります。先般、築地、大田市場を我が委員会が調査させていただきましたけれども、まだ青果市場の中では有機野菜とかというのを銘打って、かなり多くの方が有機野菜と段ボールに表示しております。しかし、これはガイドラインにのつとらない、単なるスローガンとしての有機野菜だというふうに見ざるを得ないわけでありまして、有機農業について

農水省としてどのように基本的な考えるのか、もう少し詳しくお答え願いたいと思います。

○福島政府委員 今先生御指摘ありましたように、今後我が国の有機農業の発展を図っていくためには、二つの方策が必要だと思ひます。

一つは、消費者の有機表示に対する信頼性を確保する仕組みを確立するというところでござい

ます。もう一つは、消費者の健康なり安全志向、あるいは環境との調和等に対応しました持続的な農業生産のあり方の一つとして有機農業生産に對しまして的確な支援を行っていくということ、この二つが重要であるというふうな考えております。

このために、前者につきましては、今回のJAS法改正によりまして、有機農産物につきましまして規格を定めまして、第三者による検査、認証によりまして表示の適正化を図るというところでござい

ます。また二番目の面につきましては、有機農業につきましまして農業改良資金等によりまして支援を行つておりますが、さらに、今国会に提出して御審議を願つております持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、この中で、土づくりと化学肥料あるいは農業の低減を一体的に行う農業生産方式を推進していく、それに対して支援をしていくというものでございますが、これを提出しているところでございます。

要するに、有機農業の生産振興と有機農産物の的確な表示といふものは車の両輪でございますので、これら二法あるいは関連する予算措置を十分に活用することによって、我が国有機農業の発展を図つてまいりたいというふうな考えております。

○鉢呂委員 まだ審議はしておりませんけれども、持続性の高い農業振興法というものが新法として提出をされておりますけれども、この中身は、有機農業に至る本当初歩的な段階にすぎない法案ではないか。海外の有機農産物の輸入というものを考えたときに、こういった一般的な農法に着目をした法律ではなくて、私は、有機農業の生産から流通、消費、その段階に至る総合的な施策と

いうものを考える必要があるのではない。そのための新しい法律もやはり準備しなければ、なかなか日本の中で有機農業というものは定着をしないのではない。

先ほど大臣からもバイオテクノロジーへの前向きな姿勢というものが出されました。いわゆる有機農業、農産物というのは、私も数は少ないですけれどもヨーロッパ等に行けば、ほとんど有機という形で、それは日本のようにただ広告的に使っておるのではなくて、内実を持った有機農産物なり食品に今変化をしつつあるわけであり、それはやはりそれにおくれをとってはならないし、その基本は国民に安全な食料を供給するという、国民の皆さんのそういう願いも、求めもあるわけでありますから、そういう方向での総合的な施策、とりわけ有機農業総合生産流通対策の法律、法案というものを用意しなければならぬ時点にあるのではない。

そういう点で大臣の御所見をお聞かせ願いたいと思います。

○中川国務大臣 先生御指摘のように、JAS法あるいはまたいろいろな、持続性の高い農業等々、今国会でいろいろ御審議をいただいておりますわけでありまして、まさにこれから有機とかあるいは自然に優しい農法とかいうものを推進していかねければならないというふうに考えております。

そういう意味で、アンケートなんかでも、有機と名がつけば、八割近くの人には多少高くても買いますよと。それだけ、世の中に有機というものがまだ目新しいといましようか、健康にいいとか本物だとかいうことが前提ではありますけれども、まだまだ有機というものが非常に目新しいものである。本来農業というのとはもとと有機が最初の農法ではなかったか、こう思うわけでありますけれども。

そういう意味で、これから国会あるいはまたいろいろな内外の議論を通じて、生産者あるいは消費者あるいは食品業界にとって、ある意味では日本の食生活の一部をなすこの有機農産物、有機

機食品というものの位置づけをどういうふうにしていったらいいかということ、まだ生ぬるいという御指摘がございました。第一歩だ、まだ一歩にすぎないという御指摘がありました。その先生のお考えを受けとめさせていただいて、省内でもさらに検討をしていきたいと考えております。

○鉢呂委員 大臣の前向きな御答弁、ありがとうございます。

ぜひ、有機農業を本当に発展させるにはさまざまな問題が、こういう高温多湿の日本の気候あるいは土地条件、さまざまに入り組んだ作物が入っておるといふ条件で極めて厳しいものがあると思っております。ですから、例えば、従来の農法から転換をして有機農業のための栽培体系というものをつくるとか、バイオテクノロジーが利用できるかわかりませんが、病害虫に強い品種を開発するとか、あるいは流通、加工部門においてもさまざまな問題がやはりあるというふうに思いますし、とりわけ、今大臣も言われましたけれども、有機といえども何でもいいというふうには消費者は言わないでほしいけれども、やはり高ければなかなかこれには飛びついてこないという面では、消費の問題でもいろいろ問題があるのではない。

同時にまた、リスクもあるわけでありまして、経営自体について、所得補償的なものを考えるとかあるいは農業共済的なものをどのようにこのものに加味していくのか、さまざまな問題があると思っております。大臣、農水省内で有機農業に対する本格的な取り組みを始めるようにぜひ指導性を発揮していただきたいのだと強くお願いをしておくといいと思います。

若し、個別の問題でありますけれども、例えば、今回のJAS法の関係で、生産者と消費者が直接的な販売を、直接的な取引をする、これについて、有機と表示をする場合にJAS法に基づく第三者の認証が必要かどうか。これは、先ほど言ったコーデックス委員会でも、直接取引についてはこれらの関係から除外をする旨の条項も前文の方にございます。また、昨年十一月の有機食品の検査、認

証制度検討委員会におきましても、「生産者と消費者が直接に結ばれた特別な関係には特に配慮が必要である」という意見があった。」意見があったという表現でありますけれども、そのように明記をされておるわけでありまして、この生産者、消費者の直接取引について、表示と第三者認証の関係についてお答え願いたいと思います。

○福島政府委員 先生言われましたコーデックスの前文でございます。どういふふうにかいてあるかといふと、要するに、消費者と生産者の密接な提携という概念は長きにわたって確立された慣例であるといふふうにかいてあるわけでございます。そうした有機農産物の歴史的経緯を述べているわけでございますが、それに続きまして、市場の需要の拡大、あるいは生産における経済的関心の増大及び生産と消費との距離の拡大によりまして、外部からの規制と認証の導入の必要性が高まっているといふふうにかいてございまして、その前文でも言っているわけでございます。そうした歴史的沿革は確かであるのでございまして、これも、市場が広がってこれば認証が必要だということも言っているわけでございます。

今回のJAS法改正におきましては、この有機の表示規制といふものは、一般消費者の選択に支障を生ずるおそれのあるいわゆるにせ有機等の不適切な表示のある農林物資を市場から排除することを目的としているわけでございます。そういう趣旨で運用してまいりたいというふうに考えておりますが、この生産の直販の場合に、例えば、具体的に言えば、現地での看板等による案内やあるいは定期的なニュースレターの発行あるいはパンフレットの配布等を通じて、生産に関しましては、幅広い情報を開示するということにつきましまして、認証を受けることなく、従来と同様にできる方向で、産消提携に十分配慮してまいりたいというふうに思っております。

○鉢呂委員 参議院の附帯決議にもそのような要請がございましたので、ぜひその辺の柔軟な対応をお願いしたいと思っております。

さらに、JAS法の改正案は、成立後一年以内に施行することになっておりまして、基準の設定と認証活動というものが同時に行われることになっております。

御案内のとおり、日本ではまだ実際の有機農産物というのはいささか少ないものでありまして、今回の法に基づいて基準が設定されても、三年等の転換期間を経なければ事実上の有機農産物が出てこないといふことでありまして、その間海外の有機食品が日本の市場を席巻する事態も想定されることと、ぜひその辺については、十分期間を設定した施行といふ見地から、認証の制度を実施すべきであるという意見があるものでありますけれども、これについてどのようにお考えになるか、お答え願いたいと思います。

○福島政府委員 御指摘の点につきましては、今までのガイドライン等に基づきまして有機農業等を営んでいたその実績を、このJAS改正法の施行の中で取り入れていくという方向で対応してまいりたいというふうに思っているわけでございます。

具体的に言えば、消費者もこの混乱を回避するべく、生産者、消費者が適正化を望んでいるわけでございますから、有機の表示規制につきましましては施行をするわけでございますけれども、この運用に当たりまして、従来から有機農業に取り組んでいる生産者の努力を適正に評価する、例えば、その期間が二年既にやつておればあと一年でもって有機という表示ができるようになる、また、転換期間中であれば、新しく有機農法に転換しようとする場合には、転換期間中有機農産物という基準を設けてその表示ができるようにするなど、運用面で十分配慮してまいりたいというふうに思っております。

○鉢呂委員 時間がなくなりますので、次の方に移りたいと思います。

米の不正表示問題についてであります。これは、事件の概要等については、時間がありませんから私の方で概略説明いたしますけれども

も、石川県立の中央病院が、入院患者給食用米として、金沢市の中堅小売に、九八年産、去年の地元の能登産、これは銘柄米でありますけれども、一〇〇％銘柄米という形で契約をしておつたんでありますけれども、納入されたものを見ますと、非常に小さな米粒が混入しておつたことと、地元食糧事務所検査を依頼したところが、最大限というんですからばらつきはあると思いますが、七〇％能登産ばかり以外の未検査米あるいはくず米というようなことであります。その卸をされた富山食糧販売協同組合、これは富山県で四分の一の販売シェアを持つておる卸の業者さんでありますけれども、ここがこの事実を認めたとということで、これは日本穀物検定協会の、穀物の認証マークも付されておるといふことで、消費者の信頼を失墜したわけであります。

そこで、お聞きいたしますけれども、このような不当表示において行政処分を受けた業者さん、平成九年一月からのぐらゐあるか、お聞かせ願いたいと思ひます。少し急いでください。

○堤政府委員 これまでに、不正表示を初めとして、帳簿の不備でありますとか認証マークの不正使用等によりまして食糧法十八条に基づきます改善命令の処分を受けた件数は、全国で十三事例でございます。

○鉢呂委員 大臣、平成九年から十三件の不正の表示等における改善命令というものがなされておるわけであります。大臣も御案内のとおり、新潟の魚沼産コシヒカリが実際の生産量の数十倍、三十倍とかいろいろ言われておるわけであります。こういう形では、いろいろ表示の問題を中心にして、私はきょう議論をしてきたんですけれども、消費者の信頼回復にはいかなう。

これは大臣も御案内のとおり、新しい食糧法ができました。三つの表示、産年、それから品種、それから何でしたか、三つの表示をするというようなことも行われておるわけでありますけれども、非常に不正が絶えない。氷山の一角ではないかというぐらゐでございます。先ほども言いま

したように、富山県一流の卸業者がこういう形をとつておる。同時に、食糧法に基づきますと、業務改善命令というものが出されるということと、私は極めて手ぬるいような罰則ではないだろうかと思はざるを得ません。その後の段階では業務を停止するというのがありますけれども、こういう問題がやはり氷山の一角のような形で出てきております。ですから、きちんとした対応を行うべきである。

あるいは同時に、大臣も御案内のとおり、日本穀物検定協会の認証マークがつくといふことは、それなりの権威といひますか、大変な権威であります。今回も、そういうことで、すべて認証マークとかという話をやっておるわけでありまして、これも、認証マークが付されておるにもかかわらず、全く中身と表示が違ふといふことは、あつてはならないわけでありまして、五、六百万トンの出回りのうち、百三十万トンぐらゐはこの認証マークがつけられておるわけでありまして、やはり認証マークの信頼性を回復するための厳格あるいは食糧事務所等の体制の強化をきちんとすべきである、一つは。

それから、罰則の強化についても、業務改善命令というような形でなくて、今回新しいJAS法がきますとそこに移行するといふふうに聞いておりますけれども、その罰則の強化を図つて、その執行をきちんとすべきである。

大臣、私は、こういうことであつては消費者の不信任は増す、あるいは生産者もやつていられないといふことでありますから、精米業者なり卸の業者を初めとして、全国の表示と中身についての緊急調査をぜひ大臣の指導性で行つていただきたい。こういうものがなければ、いかに消費者がいものを買おうとしても、国が認めておるこの認証マークと中身が違ふといふこと、そういうことがある点では日常茶飯事に行われておるのではないのか。米といふものはなかなかわかりにくいといふことでブレンドが日常茶飯事に行われておるのではないのか。そういう意味で、きちんとや

全国の調査をやる必要があるのではないかというふうに思ひます。

こういう三点の改善策について、大臣としての御見解をお伺いしたいと思ひます。

○中川国務大臣 新しい食糧法のものできちつと表示をしなければいけないといふことで、精米年月日あるいは年産、いわゆる三点セットをきちつと表示しろといふことで、それにもかかわらず今先生御指摘のような事例が平成九年から十三件、これは日常茶飯事と呼べるかどうかは別といたしまして、やはり先生御指摘のように、国民の米に対する信頼、一生懸命つくつてくれた生産者の皆さん、あるいははじめにやっております業者の皆さんに対する信頼を損なうといふことは、これはあつてはならないことだらうと思ひます。

今後、今改善命令の話が出ましたし、また従わない場合には業務の停止、取り消しといった措置もございまして、また、これと並んで今度JAS法の適用も米についても受けるわけでございますので、とにかく、こういうことが二度と起こらないように全国の食糧事務所を通じて周知徹底を、業者の皆さんあるいはまた食糧事務所そのものにもきちつとこの趣旨といふもの、あるいは信頼性といふものの確保のためにきちつとやるように指導、徹底をしていきたいと思ひます。

○鉢呂委員 次に、ベルギー産の鶏卵等のダイオキシン問題について御質問いたします。

この経過あるいは対応についても、もう時間がございませぬから、周知のとおりだといふふうに思つております。

いすれにいたしましても、一つは、ベルギー産の食品が国内流通分、例えば乳製品で二千三百三十四トン、これが平成十一年、ことしの一月十五日から六月一日に輸入届け出されたものの数量であります。輸入者等において販売等の自衛中のものがその半分、千八百一十トンといふことで、そのほかは、消費者の食卓に上つたか、ほかのところでは消費をされたかという形で、この問題が起きたときには汚染の可能性のあるそういうものが既

にもう消費者の間に入つておる、そしていまだ回収等の結論がついておらない状況といふふうにお聞きをいたしておるわけであります。

このように、ダイオキシン汚染にかかわらず、輸入食品に対する水際の検査といふものが大変事後になっておるのではないのか。例えば、一九八五年には三十八万七千件の輸入食品の届け出件数があつた。九七年はその約四倍の百八十八万七千件。重量はそんなに伸びておりませんから、件数が小口化されておるわけでありまして、それに対して、検査総数が九万八千件の八・四％、八％ほどしか検査をしてもらないし、行政検査は四万一千件、三・五％といふ大変低い行政検査数であります。いすれにしても、日本は膨大な食料輸入国であります。海外の食品の安全性といふものについて、一たび起されれば、大臣、今回、ベルギーのものは日本には極めて少なかったかも知れませんが、けれども、大量に輸入しておるわけでありまして、日本の今の検査体制で果たして安全性が守られるかどうか。これまでの輸入実績の安全性に基づいてフリーパスのような形になつておること、これは経験的にはそれでいいかも知れませんが、しかし、故意でなくて、ベルギーのように、回収された油が、食用的な油でない形が不可抗力で飼料にまぎつてしまつたといふような問題に対しては日本の検査体制では対応できないような状態にあると言わざるを得ません。

例えば、O157であれば、学校給食のところでは、全部食材を一週間程度今サンプリングして保持するといふことをやっております。もちろん、PL法で輸入業者もそういう形をとつておるのかもわかりませんが、いすれにしても、必ずしも行政検査としても完全なものではないと言わざるを得ないと思ひます。

特に、これは厚生省の分野でありますけれども、現在、食品衛生監視員といふのは二百六十四名であります。これは、この間、十年間で輸入急増に伴つて監視員はふえておりますけれども、しかし慢性的に検査人員が不足をして、そのチェックが

必ずしもできないという状態にあるのは確かだといふふうに出ておられて、ぜひ農水大臣としても、食料というところに着目して今回法律をつくったわけでありまして、厚生省と連携して水際作戦というものを抜本的に改革する道をつくっていただきたい。

先ほどもありました、遺伝子組み換え作物についてもほとんど検査をしておられない。日本が認めておられないものについて入ってきているのかどうかの確認を全くしていません。ダイオキシンについても全くこれはフリーパスで、今は基準がないということでも検査の項目に入っておりません。

そういう状態であります、日本は輸入大国でありますから、そのことを通して、もちろん効率的な検査体制というものを考えていかなければならない、民間を活用するという道もあると思いますが、今の検査体制で果たしていいかどうか、これを検討していただきたいものだといふふうに思います。

○中川国務大臣 日本は、食料品あるいは水産物、木材といった農林水産省関連の輸入が圧倒的に世界でも高い国でございますから、それに対して安全性、病害虫等々、きちっと検査をする。しかし、今先生御指摘のように、水際で全部をやるということは大変に不可能でございます。

そういう意味で、CIQの制度を各省連携してやっていくことによりまして、できるだけ、食品の安全、植物防疫、動物防疫、あるいは密輸も含めて、水際で防ぐということを政府全体を挙げて、職員の皆さん大変頑張っていると思っておりますけれども、これからはさらに努力をしていただかなければならないといふふうに考えております。

○鉢呂委員 最後に、加工食品の原料の原産地あるいは原産国の表示の義務づけであります。

この問題は、六月二十四日の農水委員会で福島局長から、少なくとも梅干し、ラッキョウ漬け等について年内を目途に結論を出すという御答弁をいただきました。したがって、少なくともある種の食品についての原料の原産国表示はなされる方

向だといふふうに出ておられて、ぜひ農水大臣としても、食料というところに着目して今回法律をつくったわけでありまして、厚生省と連携して水際作戦というものを抜本的に改革する道をつくっていただきたい。

この前もコンビニのおにぎり、弁当にほとんどが行っているというお話を聞きましたけれども、その原産国、輸入米だといふ表現は一切ないわけでありまして、ぜひすべての食料品について、その主要な原料について原産地表示をしていただければいいように、大臣の最後の御答弁をいただきたいと思ひます。

○福島政府委員 先生御指摘の、いわゆる原料原産地の問題につきましては、先生の御発言がありましたように、梅干し、ラッキョウにつきましては年内を目途に行つてまいりたいといふふうに考えております。また、その他のものにつきましても、生産者あるいは消費者からの要請に応じまして逐次検討を進めてまいりたいといふふうに思つておるわけでございます。

それで、今回のJAS法改正によりまして、一般消費者向けのすべての加工食品に原材料の表示が義務づけられるわけでございます。したがって、原料材料そのものの表示の内容を定めるのがまず先決ではないかといふふうに考えております。その上で、流通実態なり消費者の意見等を踏まえながら、必要に応じて原料原産地問題も検討してまいりたいといふふうに思つておるわけでございます。

○鉢呂委員 以上です。終わります。ありがとうございます。

○穂積委員長 次に、上田勇君。

○上田(勇)委員 公明・改革の上田でございます。きょうは二法案につきまして質問させていただきます。まず最初に、JAS法についての質問から入らせていただきます。

くの情報提供し、消費者の選択の自由度の拡大につながるというものでありまして、基本的に賛同するものでございます。しかし、こうした品質表示のあり方は、食料品の流通の実態を正しく踏まえて、本当に正しい選択に資するものでなければなりませんし、同時に、生産者や流通業者にとっても相応のメリットのあるものであることが望ましいといふふうに出ておられて、この点でございまして、この品質表示の対象を、これまでは特に指定する品目、六十四品目でありましたけれども、これからすべての食料品にというふうに出ておりました。これは、政策の基本的な考え方という意味では大きな転換であるといふふうに考えております。このように、従来は限定した品目、指定した品目としていたのを、一般のすべての品目、すべての食料品に拡大した、その変更の趣旨をまず大臣にお伺いしたいといふふうに思ひます。

○中川国務大臣 時代の変化とともに、食品の多様化、多品種といましようか、いろいろな食品、食材が出てくる。あるいはまた産地も多角化してまいりましたし、また国際化という大きな変化もあるわけでございます。

そういう中で、基本法で御議論いただきましたように、国民の暮らしの安全と安心を守るためにきちっとした安全な食品を供給するということ、これは国家の一つの責務だろうと考えておりますし、また、ただ安全だから買いたいという言いだけではなくて、消費者の方も、いろいろなニーズあるいはまたインセンティブでもって食料品に接し、そして購買をしていくわけでございまして、それに必要な情報といふものもできるだけ提供することが必要ではないかというところで、生鮮品につきましても原産地、加工食品については原材料等をすべて表示するということによって、品質はもとよりでございますけれども、内容の情報提供といふものにお役に立ちたいというところでございます。

なお、これはコーデックス規格でも決められて

おる基準でございまして、欧米諸国でも同じように実行されておるところでございまして、まさに時代のニーズ、生産者側からも消費者側からも要求されるものだといふふうに確信をしております。

○上田(勇)委員 今大臣のお話もありましたように、今回の表示の変更の中で一つの重要なポイントは、すべての生鮮食料品の原産国、原産地を表示することであるといふふうに思ひます。私もこのことについて、平成八年の決算委員会で御質問させていただきました。そのときに農水省の方は、まずは少量の品目から始めて順次拡大していくというところで、その当時の方針でございました。それが今回、すべての生鮮食品が対象になったといふことは、これは評価すべきものだといふふうに考えております。

現在のこの改正前の制度におきましては、義務づけられているのは九品目の青果物のみでございますが、この九品目を選択された、選ばれたときの理由、背景、それと、いろいろなその後の事情の変化、多少今大臣からも御説明がございましたけれども、今回対象を全品目に拡大することに至った経緯について、御説明をお願いいたします。

○福島政府委員 青果物の品質表示につきましては、平成三年にガイドラインを定めまして、販売業者の自主的な取り組みを促してきたわけでございます。しかし、その後、輸入野菜の急激な増加等野菜の産地が多様化する中で、生産者あるいは消費者等から、商品選択の目安として野菜の原産地表示を求める要請が高まってきたわけでございます。これを受けて、平成八年にJAS法に基づきましてプロックリー等の五品目、また平成十年にはゴボウ等四品目につきましてJAS法に基づき品質表示基準を定めて、原産地表示を実施しているところでございます。

この野菜九品目の選定でございまして、これに基づきまして、現行のJAS法の規定に基づきまして、消費生活上重要な地位を占めるということ、

また、国産品とあわせ相当量の輸入品が出回っているという点、また、原産地による品質格差が大きい青果物であるということも勘案して選定したわけでございます。

今回の改正でございますけれども、国際化の進展によりまして、先ほど大臣から御答弁ありましたように、食品の多様化なり産地の多角化が急速に進んでいるわけでございます。そうしたときに、今言いましたような個別品目ごとに要件をチェックすることはなかなか大変でございます。また消費者も、個別品目というよりも、生鮮食料品全般につきまして原産地の表示を望んでいるという調査もあるわけでございまして、こうした要請を、あるいは実態の変化を踏まえまして、今回のJAS法改正では、生鮮食料品につきまして原産地表示を行うこととしていくわけでございます。

○上田(勇)委員 原産国、原産地といつても、飲食料品全般にわたりますと、青果であったり食肉、水産物、それぞれ消費者のニーズも異なっているというふうに思いますし、また生産や流通の実態もそれぞれ異なっておりますので、その表示の内容や方法というのも当然異なってくるのではないかとこのように考えるわけでございます。

そこで、生鮮食料品と一言で申し上げても、穀物、青果、食肉、水産物、いろいろあるわけでございまして、それぞれについて具体的にどのような方法というのか、どのような範囲まで表示をしていくのか、そのようなお考えを伺いたいというふうに思います。

○福島政府委員 現在の青果物九品目につきましては都道府県名、輸入品の場合には輸入国名でもって表示をしていくところでございます。

今回の改正によりまして、先生御指摘のように、畜産物、水産物等を含めましたすべての生鮮食料品につきまして原産地表示の対象となるわけでございます。その表示方法につきまして、野菜と同様に、一律に都道府県名で表示するのがいいのかどうか、これにつきましては検討が必要だろうというふうに思っているわけでございます。

いわゆるガイドライン等で行われておりますものについて見れば、食肉については、食肉小売品質基準では、国産品につきましては県別の表示は求めないというところでございます。また、水産物につきましては、水産物表示ガイドラインでは、国産品につきましては県名、地名または海域名の表示としていくわけでございます。

したがって、畜産物、水産物等の表示方法につきましては、品質表示基準を具体的に定める段階におきまして、今申し上げましたようなガイドライン等に基づきまして実施状況、あるいは流通の実態を勘案しまして、生産者、流通関係者あるいは消費者も入れまして、そうした方々の御意見を十分踏まえながら定めてまいりたいというふうに思っているわけでございます。

○上田(勇)委員 確かに、例えば青果物であれば、生産されているところ、都道府県を特定するのはある意味では非常に簡単だと思うのですが、今ちよつとお話にも出ましたように、例えば、畜産物なんかでは生育の過程で移動をしたりすることもありますし、水産物であれば、養殖物は特定は簡単なんですけれども、むしろ消費者が知りたいのは、どの海域とか、近海物であるのか遠洋物であるのか、そういったことであつて、例えば、水揚げ地を表示すると、必ずしも消費者の知りたい情報にはなっていないという場合もあるのではないかとこのように思うので、その辺は、むしろ消費者が選択するに当たってどういう情報が必要なのかという点の確に反映したような表示のやり方にしていただきたい、このことをお願いするわけでございます。

そこで、少々具体的な話になるのですが、例えば、肉であれば松阪牛というブランドがございまして、水産物では関アジとか関サバ、原産地の名前がつくことによつてプレミアムになる食品がございまして、もちろん、これからこの法律が施行されて、その表示の方法が決まった場合には、当然原産地の表示は正しく行わなければならないというものが規定されるんだと思うのです。例えば、原

産地が三重県でないものについても、原産地の表示は正しい別の県のもので書いてあつたとしても、その商品名に松阪牛と書くとか、原産地が大分県でないものについても、あたかも佐賀県でとれたかのように表示をするというようなことも非常に紛らわしい表記になるかと思うのですが、こうしたことも認められないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○福島政府委員 先生から御指摘ありました松阪牛なり、あるいは、魚でございますが、関サバ、関アジといひますのは、商品の名称が一種のブランド名として確立しているわけでございまして、それぞれの地域におきまして厳しい品質管理努力、それが消費者に理解されて高い評価を得ている、その結果であるわけでございます。

今回のJAS法に基づく原産地表示でございますが、先ほどお答えいたしましたように、青果、食肉、鮮魚など、どういう原産地表示をするか、都道府県名なのかあるいは国なのか、国産あるいは輸入国という区分なのか、あるいは海域なのかということにつきましては、具体的に検討したいということをお願いするわけでございます。

そうした場合に、例えば松阪牛という品名表示があれば、今の松阪牛の三重県が定めております基準によれば、三重県内の限定された地域内の生産農家で五百日以上飼育された牛というのが要件の一つになっているわけでございまして、食肉を仮に県ごとの表示をするすれば、当然三重県という表示になるんだというふうに思っております。

しかし、食肉につきましては、先ほど申し上げましたように、現在の小売の表示基準でも輸入と国産という表示になっておりますので、また技術的にも難しい問題がございまして、そうした方向で検討してまいりたいというふうに思っております。具体的には、関係者の意見を聞いて決めていきたいというふうに思っているわけでございます。そうしたことから、どのような商品の名称、ブ

ランド名を用いるといたしましたけれども、このJAS法の原産地表示のルールに従ひまして、事実として表示をしていただくことになるというふうに考えております。

(委員長退席、赤城委員長代理着席)

○上田(勇)委員 説明は理解できるものでありますけれども、今の御説明だと、例えば、地域の名前のついたブランド名と、いわゆる法律に基づいて表示される原産地とが異なっているというようにもなり得ると思うのですけれども、そういうことになりましてはやはり紛らわしいことだというふうに思いますし、同時に、このJAS法に基づく表示というのは多分それほど大きな表示にはならないで、むしろブランド名の表示の方が大きくなるということになりますと、その辺も整合性がとれないとやはり消費者は正しい選択が必ずしもできないのではないかとこのように思うのです。

御答弁で、その辺は具体的にこれから決めていくということでありましたので、消費者にそういう誤解が生じないような方法で、原産地とそれから地域を示唆するようなブランド名、これがなるべく整合性がとれるような方法をぜひ考えていただきたいというふうに思います。その辺はいかがでしょうか。

○福島政府委員 例えば食肉であれば、先ほど言いましたように、小売表示基準でもって国産と輸入品というように区分が今行われているわけでございます。仮にそれに倣うとすれば、そこに松阪牛という品名がありまして国産ということになるわけでございまして、矛盾はしないのですが、JAS法の原産地表示の方が広いということが予想されるわけでございます。

したがって、矛盾はしないのですが、そのあたり、具体的にこれから関係者の意見も聞きながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○上田(勇)委員 表示の充実というのは、これは消費者のメリットになる一方で、やはり流通や小

売の業者にとりましては相当な負担にもつながるものであるというふうに考えます。

平成八年に青果物についての原産地表示が初めて義務づけられた際にも、農水省では青果物原産地表示適正化推進事業として予算措置を講じているわけでございます。今回は、大変大がかりなところではないかと、大幅な拡充であります。こうした流通や小売の関係者に対して、国、地方公共団体等で、わずかに五品目、あるいはその後拡充された九品目についても数億円程度の予算措置がされているわけでございますので、特に来年以降全品目に表示ということでございます。そういうような支援策について考える必要があるというふうにお考えでしょうか。

○福島政府委員 今、先生の御指摘がございましたように、平成八年から十年度まで、青果物原産地表示適正化推進事業という補助事業によりまして、原産地表示の普及啓発なり、表示の機器の補助等を実施してきたわけでございます。

今回のJAS法改正によりまして、生鮮食料品すべてにつきまして原産地表示の対象になるわけでございますが、その場合に、その表示義務が課せられる小売業者等の関係者の過大な負担とならないように、原産地の表記、表示の仕方を弾力的なものとする。例えば先ほど食肉について申し上げたとおりでございます。また、シールなりカードなりあるいは立て札といったような簡易な表示方法を工夫する等十分配慮していきたいというふうな思っているわけでございます。

また、小売店がこれらの表示を行うための条件整備といったしまして、産地あるいは流通あるいは小売のいずれの段階におきましても、表示機器でありますラベルプリンターの設置等の予算措置も講じているわけでございます。今後、こうした補助事業等の活用を通じて、表示のシールなりカードを産地サイドでもって出荷物の中に同封する、川上の側からの協力体制の整備をお願いいたします。小売店の負担を軽減するように配慮

していきたいというふうに思っているわけでございます。

また、予算措置の拡充につきましても検討してまいりたいというふうに思っているわけでございます。

○上田(男)委員 初めてこういうような表示が義務づけられたときも、量販店では相当既に自主的に、いわゆるガイドラインがございましたので取り組まれていたわけでございますが、当時、個別の商店、青果の専門店では、原産国、原産地を表示するということに対して、実際に相当手間もかかることであり、いろいろ流通経路を越えてくるものの原産国を正しく把握するということについても結構困難な面があった、現実にもまだあるというふうにお考えしております。したがって、こうした表示が義務づけられることによつて、そういう専門店、八百屋さんがかえつて逆に消費者から避けられるというような事態にならないように十分な対策をぜひ講じていただきたいというふうに考えます。

もう一つ、消費者が食品を消費するルートとしていわゆる外食がございまして、製造業者、販売業者につきましましては、今回の法律の改正によつて表示も義務づけられますし、また同時に、偽った表示を行った場合についても、農林水産大臣が指示を出す、あるいは社名を公表する、さらに従わない場合は命令を発するという形、しかも、それでも守らない場合には罰則まで科せられるというようない非常に強力な推進の枠組みができておるんですが、外食産業は、どうも法案を読みますと表示の義務は課せられていないというふうに考えます。

もちろん、表示の義務は課せられていないので、表示をするかしないかというのはそういうレストランなり食堂なりの自主的な判断なんだろうが、それでは、例えば偽った表示を行った場合、どういふような対応でそれを規制していこうかと考えられているのかなんです。最近よくレストランなんかでも、いわゆるお

米についてもブランド名、こういう米を使っています、あるいは野菜なんかでも何々県産有機野菜を使っているとかというような表示をしておるんですが、表示するかないか、これは自主的な判断なんだろうが、偽った表示というのは、やはりこれは何らかの形で規制されなければならないだろうと思ふんです。その辺について、お考えを伺いたいというふうに思います。

○福島政府委員 先生の御質問、品質表示の義務者をどういふふうにお考えかということでございます。

今後具体的な品質表示基準を定める段階で表示義務者を明らかにしてまいりたいというふうに思っておりますが、一般的には、加工食品のように、製造段階で一般消費者に届け形態で容器に入れられ、または包装されるものにつきましては製造業者を表示義務者とする、また生鮮食品のように流通段階でその荷姿が変化するものにつきましては、卸、小売などの販売者を表示義務者とするというように考えておるわけでございます。

先生御指摘の外食でございます。飲食料品を調理しまして、設備を設けてその場で客に飲食をさせるような形態のものでございますが、消費者が求めるのは一般にそこでの味なりサービスなり店の雰囲気等といったものでございまして、商品の原材料につきましては品質情報を表示という手段でもって消費者に伝達することになじまないわけでございます。そういうことで、品質表示の義務者としてはない方向で現在考えているわけでございます。

そうした場合に、原材料の表示として、今言われたような、特定の表示をした場合にそれが食い違っていた場合どうするかということでございます。これにつきましては、JAS法上の品質表示義務者としなければいけませんので、指示、公表なりあるいは命令、罰則というものが適用されないわけでございますけれども、外食店におきましても偽りの表示が消費者の誤解を招いて消費者の利益

を損なうということがないように、農林水産省なりあるいは農政局あるいは農林水産消費技術センターあるいは県等と十分連携をとりまして情報収集に努める、またJF等の外食関係の団体とも十分協議いたしまして、表示が行われる場合の表示の適正化につきまして指導してまいりたいというふうな思っております。

○上田(男)委員 今の御答弁で、いわゆる原材料の原産国表示になじまないという話もありました。私も、とにかく、外食産業で実地料理という形で出てくれば、いろいろな材料が入っていますので、それを一々表示するというようなこと、そこまで関心を持つていらっしゃるお客さんはいないんだと思うんです。ただ、現実には、例えば弁当屋さんに行けば、新潟コシヒカリ使用と書いてあるところもあります。ファミリーレストランみたいなところに行きますと、何々県産の野菜を使っていますというふうな表示をしているところがある。これはやはり、消費者というお客さんが関心があるからそういう表示をするんだというふうに思います。ですので、その辺は今後の課題なのかもしれません。もちろんこれはいろいろな営業形態がありますので、表示をするかしないか、これは自由だというふうな思っています。では、どこまで表示をするのかという、材料がたくさんある中で全部を書けと義務づけることは、これは不自然だということに思いますが、やはり誤った情報、誤った表示の仕方というものについては何らかの対策が必要なのではないのかというふうに考えます。今鋭意取り組んでいただくということでございます。どうかひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、表示の関係で、いわゆる有機農産物等の表示も一つ大きな問題でございます。今回実際には、法案の中では有機についてどういふような形で表示をするのかというようになっています。定められているわけではございませんけれども、第九条の十の中に、指定農林物資の名称の表示とい

うところがございまして、この中で、有機農産物及び無農薬栽培の農産物等の特別栽培農産物の表示についてもJAS規格を定めるという手続だというふうに思います。

従来も、いわゆる有機農産物のガイドラインがございまして、それに沿った生産やまた製品の表示が行われてきたということであると思いが、今回JASで規格を定めるところにつきましても、その区分とかそれぞれの基準、こうしたものは従来のガイドラインとは同様の内容であるというふうな考えでよろしいでしょうか。

○福島政府委員 今先生御指摘のように、改正法案の十九条の十でもってこの要件が書かれているわけでございます。要するに生産方法の特定がある、そういったJAS規格が定められているということでございます。かつその表示の適正化を図ることが特に必要だということで政令で指定するということになっているわけでございます。

それで、有機農産物につきましては、政令で指定します農産物に指定することを予定しているわけでございます。その基準につきましては、昨年十一月の有機食品の検査・認証制度検討委員会報告書にありますように、これはコーデックスの基準にほぼ合致しているわけでございますが、化学肥料あるいは化学合成農薬を使用しない栽培方法で、慣行栽培圃場から有機栽培圃場への転換後、原則として三年という転換期間を設けるというように、あるいは、慣行栽培圃場から農薬の飛散等が生じないような適切な対策を講じていること、あるいは、病害虫、雑草の防除に当たりまして、化学合成資材を用いず、耕種的あるいは生物的防除、物理的防除を適切に組み合わせて実施することなどをJASの規格として定めることになるというふうに考えております。

その他の、いわゆるガイドラインで言います特別栽培農産物につきましては、現在のところ、指定農産物に指定することは考えておりません。といいますのは、その内容、定義につきまして十分なコンセンサスが得られている状況にないわけ

でございますので、まずはこの基準なり、あるいは認証なり表示のあり方につきまして関係者でもってさらに検討していくこととし、しばらくは現行のガイドラインにより表示の適正化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○上田(勇)委員 これは先ほどの質問にも言及がありましたが、現行のガイドラインでは不特定多数の消費者に販売されるものに適用するという条件がついております。

いわゆる産地と消費者の産消提携等については、これは不特定多数に販売されるものでないということから、これまでこのガイドラインが適用されなかったというふうに解釈できるんじゃないかと思うんです。今回はそうしたところまで適用対象になっているというふうに考えますが、まずはそういうふうにした理由。

それと、従来産消提携によって信頼が消費者と生産者の間で築かれてきた、そういった有機農産物についてまでも、第三者による認証がなければ有機と表示できなくなるのかということでございます。先ほどの答弁は若干わかりにくかったんですが、これも、つまり、産消提携による取引の範囲内で特定の消費者に限って表示する、あるいは知らせるといふような場合には、第三者による認証がなくともこれは有機と表示できるというように解釈でよろしいでしょうか。

適用対象を広げた理由と、今の産消提携の表示の解釈につきまして、あわせて御質問をしたいというふうに思います。

○福島政府委員 先生御指摘のように、今の有機農産物の表示のガイドラインでは、不特定多数の消費者に販売されるものに適用するというふうになっているわけでございます。これは、ガイドラインという性格上、そうしたもののいわば自主的な努力によって、慣行といえますがプラクティスを確立していくということをやりたいとするものでございます。

しかし、そういうガイドラインのままで有機の表示につきましては引き続き混乱が見られるわけ

でございます。これを是正すべく法律上の手当てをするということが今回のJAS法になるわけでございます。そうしますと、最終的には罰則までいくものでございまして、そこは対象を明確にしなければならぬということで、今申し上げましたような、ガイドラインの不特定多数の消費者に販売するものという表現はできないわけでございます。

しかしながら、従来から行われておりました産消提携につきましては配慮する必要があるわけでございます。

それにつきましては、先ほど申し上げましたように、農産物に表示をするという形ではなくて、二ユースレータなりあるいはパンフレット等、これは産消が結びついておられますので、密接なコミュニケーションがあるわけでございますから、有機とすることをそうした二ユースレータなりパンフレット等の中に書くことは、これは第三者の認証を得なくても可能だ、できるということを申し上げたわけでございます。そういう方向で産消提携に配慮してまいりたいということをお答えしたわけでございます。

では、なぜ農産物の有機表示が産消であつても、第三者認証が要るかということでございますが、一般に、産消提携であればそういうことは普通は要しないわけでございます。お互いの信頼関係に基づいてあるわけでございます。ところが、農産物表示をするというのは、そういった信頼関係の外の方に対する情報提供として行われるのが一般的でございますので、商品に表示を付するということは一般流通を前提にしているものでございまして、産消提携だからといって特例を設けることは適当でないというふうに考えて、特例措置を設けていないわけでございます。

○上田(勇)委員 もう一つ、先ほどこれも質問で言及されましたけれども、今回JAS規格と認証制度が同時にスタートいたします。それで、先ほど答弁の中で、これまでそういうような有機農業を行ってきた農家についても、そうした取り組み

が評価されるような方法をとるといふようなお答えをいただいているんです。

ただ、第三者による認証の正式な手続というのはこの法律が施行されなければ始まらないんですが、それ以前の有機農業等への取り組みについてはどういふような根拠をもって評価をされるのでしょうか。その辺、もうちょっと具体的に御説明いただきたいと思います。

○福島政府委員 先生御指摘のように、有機農産物につきましてはJAS規格が制定され、改正JAS法に基づきます認証の制度が開始される、それより以前から有機農業に取り組んでおられる生産者も多数存在するわけでございます。

これらの生産者の努力を評価せずに、制度開始後、例えば三年たたなければ有機表示を付することはできないとすると非常に不利益なことをいうわけでございます。かつまた合理的でないわけでございますので、今回、運用といたしまして、現行のガイドラインに基づきます検査記録なり、あるいは、現在行っておりまして民間の認証機関等におきます検査記録というものも活用しまして、そこで確認された期間は既に有機と取り組んでおるといふ期間として算入するといえますか、それをカウントするということ、柔軟な対応をしてみたいというふうに思っているわけでございます。

〔赤城委員長代理退席、委員長着席〕
○上田(勇)委員 ちよつと先ほどの質問と関係するんですが、例えば、今まで産消提携みたいな形の販売というのはガイドラインの外でありましたので、ガイドラインに基づくいろいろな検査とか調査というのは実施してこなかったということも考えるべきなのではないかと思ひます。

ところが、今まではガイドラインの適用外であつただけけれども、今回の法律、政令で定めるところによりまして、その適用対象になってくるということになりまして、当然のことながら、そういう検査記録であるとか調査記録が必ずしも十分そろわなかったりする場合というのも想定しなけ

ればならないんじゃないかと思うんです。

そうした場合には、これまで大変な努力をして有機農業を行ってきた、しかも、この法律の改正部分が行われるまでは有機を表示してきて、それで消費者とも信頼関係が築かれてきた農家が、いきなり表示ができなくなるというような事態というのでも生じてくるのではないかと思います。これでは余りにも不合理なような感じがいたします。

今、柔軟に対応していただくということでありましたけれども、多分これは今回第三者機関、公的な機関によつての認証になりますので、いろいろと必要な記録がかなり事細かく定められていくんだと思うのです。ただ、そういったことによつて、これまで努力してきた農家が評価されないというふうな事態になつては不合理だということに思いますので、特にそうした農家についても十分配慮した運用になるようにしていただきたいと思います。思いますけれども、その辺について再度お伺いしたいと思います。

○福島政府委員 今先生の言われました、既に有機農業に取り組んでいる生産者の努力が改正後のJAS法のもとにおきましても正当に評価されるように対応してまいりたい、それを基本的な考え方としております。

具体的に、例えば、どの程度の記録であれば従来から有機農業に取り組んでいたものとして認定できるかという話になるわけでございまして、そのあたりにつきましては、実態に即しまして、関係者の意見も聞きながら施行の段階までに内容を詰めてまいりたい。従来の生産者の努力ができるだけ尊重されるようにしてまいりたいというのが基本的な考え方でございます。

○上田(男)委員 先ほどの質問とまた関連するのですが、いわゆる外食産業、とりわけファミリーレストランとかで有機野菜使用というのが大きな宣伝の文句の一つにもなっているケースが結構ございます。先日もちよつと見たところ、有機野菜使用ということが書かれておりましたし、メ

ニユーの中にも、例えばオーガニックケーキとか、いわゆる有機栽培をした食材を使っているということを書いておられるメニユーもたくさんあります。

今回の改正の後は、いわゆる小売業者等においては、ちゃんとJAS規格に定められたものの以外については有機という表示はできなくなるということであるというふうに思いますが、こうした国民の食料消費の非常に大きな部分を占めている外食産業について、認証された原料以外を使用している場合において、たとえそれがJAS規格で決めたJASのマーク以外のものであっても、それと間違われる、紛らわしいような有機とかオーガニックとかというような表現というのは、これは表示ができるのでしょうか、できなくなるのでしょうか。

○福島政府委員 外食産業におきまして今有機表示が行われるというものは、調理された食品につきまして、その原材料につきまして有機農産物あるいは有機食品であるという表示がメニユー等に行われるというのが一般的だろうというふうに考えるわけでございまして、そうした場合には、先ほど申し上げましたように、品質表示基準の対象と考へていない外食で提供されます食事の原材料の表示であるわけでございまして、このJAS法案により規制する表示には該当しないわけでござい

しますが、いまして、外食事業者が、有機の認証を受けることなくメニユー等に原材料が有機農産物であるという旨の記載をするのはJAS法には違反しないわけでございまして、この場合におきまして、もちろん、事実に基づく正確な表示が消費者に求められることは言うまでもないわけでございます。

そういうことから、基本的には、認証を受けて有機農産物として表示された、そういう原材料を購入して使用する、その場合に、有機原材料使用という表示が行えるように、JF等の外食関係団体と十分相談し、周知し、指導してまいりたいと

いうふうに思っております。

○上田(男)委員 今、国民の食生活、非常に外食の機会もふえまして、食料消費のかなり大きな部分が外食で消費されるわけでございまして、そういう意味で、今回の改正におきましては、製造業者、販売業者、消費者の義務づけられておられますけれども、もう一方の国民の食料消費の現場であります外食産業につきましても、ぜひ、信頼されるような表示のあり方、これを指導していただけるようにお願い申し上げる次第でございます。

次に、今度のJAS法改正の中で、制度的な改正が何点が行われております。一つの大きな改正が、いわゆる外国のいろいろな機関にもこのJASの認証手続の中で相当大きな役割が認められることになるということでございます。

これまで、このJAS法のもとでは、外国の機関は、アメリカを初め海外から相当強い要請があつたにもかかわらず、工場の承認認定とか製品の格付に当たつての調査やサンプリングを行うという指定外国検査機関としては認められていたものの、要請の強かつた登録格付機関としては認められなかったわけでありますけれども、そうした限定を設けていた理由というのの辺にあるのか、まずお伺いしたいというふうに思いました。

○福島政府委員 先生今御指摘がありましたように、現行のJAS法では、外国の機関に登録格付機関として認めていないわけでございまして、これは、工業品と違ひまして、国民が直接消費をする、健康にかかわるといふことで、食品等の品質の確保を国の厳格な規制のもとで行うという基本的な考え方に基づいてございまして。

しかしながら、今先生御指摘がありましたように、経済の国際化が進展する中で、TBT協定、つまりWTOの貿易の技術的障壁に関する協定では、加盟国は、規格への適合性の評価、つまり格付の系統につきましても国際標準化機構、ISOの定める指針なり勧告を基礎として用いるということ、二番目には、そうしたISOの定める指針や勧告が遵守されている外国の認証結果につきま

しても、十分な技術的能力を有するものとして受け入れるということ、こういうことが求められているわけでございまして。

また、現実には、食品産業サイドにおきましても、ISO9000シリーズの認証取得工場あるいはHACCP手法の導入工場、そういったものが顕著に増加しております。そういうことに見られるように、食品工業の工場段階におきまします品質管理の向上が著しいわけでございまして。

そういうことから、今回、JAS法改正によりまして、我が国の制度と同等の水準の格付制度を持つ外国、これは省令でもって規定するわけでございまして、その外国におきまして一定の要件を満たす営利法人あるいは非営利法人の認証機関に付与することとしたわけでございまして。

○上田(男)委員 そういう意味では、今回初めて登録格付機関、あるいは今回設けられました認定機関としても外国の機関を設けるわけでありますけれども、この法律上は、国内の登録格付機関、認定機関、それから登録外国格付機関、外国認定機関というのとは別々に定められておりますが、具体的に、業務、権限あるいは義務等に国内のものと外国のものとのような違いがあるのか、違いがあるのか、お伺いします。

○福島政府委員 今回の改正法によりましてJAS制度におきまして認証機関としましては、物の検査を行いJAS規格への適合性を判定する権限、つまり格付権限を有する登録格付機関、これと、今回の改正法によりまして制度化をいたしてあります工場等の品質の管理体制あるいは検査体制等の基準の適合性を判定する権限、つまり認定権限を有する登録認定機関、二種類があるわけでござい

ます。登録格付機関と登録認定機関でございます。これらの機関につきまして、業務あるいは権限につきまして国内と外国で異なるところはございません。

また、これらの機関は、格付や認定を行うこと

を求められたときは、正当な理由がない限りそれを拒むことはできないということ、また、格付業務や認定業務を行う義務があること、この点につきましても国内と外国で差はありません。同じでございます。

ただ、違いますのは、御案内のように、罰則につきましては海外において適用することができないわけでございます。そうしたことの関係上、国内の登録認定機関につきまして適用されますみなし公務員規定または秘密保持義務につきましては、外国の登録認定機関には適用されないこととなっております。これは、建築基準法なりJIS法と同じ整理でございます。

○上田(勇)委員 今ちよつと答弁にもございましたけれども、かつてアメリカ等から自国の機関を登録格付機関として認めてほしいという要請が強くあつたときに、それができない理由の一つとして、罰則の適用ができないことを挙げているというふうな記憶をしております。しかも、罰則が制度の適正な運用にとつてはどうしても必要な担保なのだという御説明であつたというふうに思ふのです。

なおかつ、今度の改正法も、第二十四条以降に罰則についての規定が相当細かく設けられております。それが国内の登録格付機関、登録認定機関というのは適用になるのですが、今御説明にもあつたように、登録外国格付機関、登録外国認定機関、また外国の企業、業者には基本的に適用されない。これはもう当然のことなのでありますが、そこで疑問に思ひますのは、国内の同様の機関や企業にのみ罰則が適用されて、多分、罰則まで設けているのですから、制度の適正な運用のためにどうしても必要だということなのだというふうには思ふのですが、であるにもかかわらず、同様の業務や権限を持つてゐる外国の機関はそれがなくとも適正な業務が確保できるのか、また、国内と海外でそういうふうな差があるというのは均衡を欠くのではないかとこのように思はれますけれども、その辺について御見解を伺いたいというふう

に思ひます。

○福島政府委員 JAS法によりまして、国内機関の行為に關しまして、先生御指摘のように、罰則とそれから登録の取り消しという双方が規定されているわけでございます。これは一定の法秩序を守る上で、我が国の法制上、罰則でもって一般に抑止効果を持ちより強い法秩序を維持するという機能があるわけでございます。また、それにあわせまして、個別の機関の登録の取り消しという二重でもって担保しているわけでございます。これは一般の法制で見られるところでございます。

しかしながら、先生御指摘ありましたように、外国の機関の行為に關しましては、我が国の主権が及ばないわけでございますので、罰則の適用はできないわけでございます。そうした制約の中で、この法律の適正な運営を確保するための最善の方法としまして、認定外国製造業者あるいは登録外国認定機関が違法行為やあるいは検査を怠避する等の国内において罰則をかけられるような行為を行った場合には、その代替措置として認定や登録の取り消しというところによりまして、これら外国の機関の業務の適正化を図つていくわけでございます。

それと同時に、いわゆる水際でもって輸入業者に確認義務を課しているわけでございます。適正な、例えばJASマークがなければ、国内でのJASマークを貼付できないというふうなことで確認義務を課しているわけでございます。違反の場合には輸入業者に罰則が適用になるということでもって水際のチェックも行つていくわけでございます。

その両方で実効性を確保しているというのが、罰則の適用がないことを前提とした上での対処措置になるわけでございます。

○上田(勇)委員 今の答弁にもありましたけれども、社名の公表であるとか登録の取り消しとか、そういう規定もあるわけですが、そうした処分が行われた場合に、国内の機関や企業であれば非常に経済的にも社会的にも大きな影響がある

というふうに思ひます。外国の機関、業者もそれ相應の影響が当然あると思ひますけれども、ただ、これはやはり国内の機関であつて、農水大臣から登録の取り消しを受けたというふうなことであるとか社名を公表されたなどということは、これはもう致命的なことなのだというふうには思ふのです。ところが、外国の機関や企業の場合は、日本だけでビジネスをしているわけではありませんから、その影響は比較的軽いのではないかとこのように思ふのです。

にもかかわらず、国内のものはそういうような行政処分だけでも十分な経済的、社会的な影響があるにもかかわらず、なおかつ罰則を適用しなければいけないというのは何かどうもよく理解できないのです。国内の機関や業者についても既に罰則の必要性はなくなつてゐるのではないかとこのように解するのではないかとこのように思ふのですけれども、これは制度の適正を担保するためにどうしても必要なものではないでしょうか。

○福島政府委員 制度上、いわば国の持つております格付権限あるいは工場を指定する権限、それをいけば民間の機関に委任するといひますか、いわゆる広い意味でゆだねる行為になるわけでございます。それが適正に行われること、また先ほど言ひましたように、検査怠慢等がないようにすること、そのためには一般に行われておりますように、罰則という規定と取り消しという規定と両方が必要だ、そのことによつて適正な業務が確保されるというふうなことを考へております。

また、外国の機関につきましては、御指摘のように罰則はかけられないわけでございますけれども、例えば林産物関係の検査機関が多分申請してくるのではないかとこのように思ひます。そういうところでは日本でのビジネスチャンスというところがあるためにそういう登録機関になろうとするわけでございますので、そこでの取り消しというのは非常に打撃になるわけでございますから、十分抑止効果があるというふうに考へております。

○上田(勇)委員 実は、先ほど答弁にもありましたけれども、こうした内外の不均衡というのは、これはJISの制度も全く同じなのです。あえてこれを御質問させていただいたのは、やはり何か行政機関が、制度の適正な担保のために本当はそこまで必要がないにもかかわらず罰則を設けていたり、または、これまであつたからそのまま存続させているというふうな形で、必ずしも十分な検討が行われないまま存置されているのではないかとこのように懸念がありますので、そういう質問をさせていただいたのです。

これはもちろん農水省だけの問題ではなくて、各制度とも同じような構造になつてゐるというものはそのとおりでございます。またこの問題については、これはやはり政府全体でせひ考へていただきたいことだというふうに考へてゐる次第でございます。

それであつて、もう時間が余りなくなつてきましたので、卸売市場法の方について質問させていただきます。

卸売市場は、生産者から販売業者、消費者へ食料品等を運搬なく効率的に流通させる、そういう流通経路のかためでございます。この市場を通じて、公平な配分と適正な価格を実現するという非常に重要な役割を果たしているというふうに考へております。そうした公共性があるためにやはり法律では、さまざまな規制が設けられる一方で、農水大臣が卸売市場整備基本方針を定めて市場の整備も進めていくという法律になつてゐるというふうに考へております。

当然卸売市場は生産者、流通業者、消費者、これらすべてが関係者でありまして、このすべての利益が守られる、その利害のバランスがとれるということが重要なことなのだというふうに思ひます。これまで卸売市場における売買取引というのは公正さを保つという意味で運営されてきたのですが、今回、改正案三十四条でその趣旨がより明確になつたということは、これは大変評価できることだと思ひます。

ただ、従来から、公正さを確保するための方法として、いわゆる取引をこれまで競り売り、入札販売を原則としてまいりました。そして相対取引はあくまで例外という扱いであったわけでありま

他方の相対取引につきましては、大口のユーザーなりあるいは産地の一部が求めます安定的な取引関係の構築に資するという面や、あるいは多数の小売買参人が参加可能で、時間的制約を受けずに大量の入荷物を随時取引できるという長所がある反面、透明な取引が行われていないという批判があるという短所も指摘されるわけでござい

られていたわけでありまして、それはあくまで委託集荷の場合でありまして、買い付け集荷の手数料については基本的に自由になっておりま

うな意見もあるというふうに聞きますけれども、その辺について御見解を伺いたいというふうに思

公正な取引を確保する一つの方法であるというふう

そうしたことから、中央卸売市場におきまして

この手数料率の水準等その取り扱いにつきましては

生鮮食品等流通問題研究会でも、この問題につ

競りにつきましては、個々の品目ごとに商品評

御上田(男)委員 御丁寧な御説明でございました

御上田(男)委員 今ちよつと答弁にもありました

その上で今手数料

率を自由化してしまうと、さらに経営の悪化につながりかねないというようなことも事実だということに思っています。

ただ、今おっしゃったように、いわゆる買い付け集荷の割合が高まっている。一方で規制して率を定めていて、もう一方は自由になっている。とりわけ量販店との取引というと、買い方の方が非常に強い力を持っているところであって、手数を要求される。一方、そうでない専門店または規模の小さい小売業者は高い手数料というようなことになり、片方が規制されているがゆえに、公正な取引に必ずしもなっていないという面もある。というのはないかというふうに思いますので、そういった点をちょっと聞かせていただいたのです。

最後に、時間があるまいので、質問させていただきますが、今回、農林水産大臣が卸売業者に対して経営の改善を命ずることができるということになっておりまして、その発動要件として、流動比率、自己資本比率、これらを省令で定めるということになっております。

省令で定めますので、具体的にまだどのような数字になるかわかりませんが、卸売業者の経営の悪化の主な原因というのは、これはやはり市場における取扱高が減少している、シェアが減っているということが最大の原因であるというふうに思っていますけれども、本当に卸売業者の自助努力だけでどこまで改善できるのだろうか。例えば、改善命令を出しても、果たして、それに沿った改善を行うというところが、卸売業者の自助努力だけで本当に現実的に可能なのか。また、とりあえずパランスシート上はこうした数字をクリアできたとしても、それをもって中長期的にそういう卸売業者の経営を立て直す、また、それによって卸売市場の機能を向上させていくということが本当にできるのだろうか。

どうも、これは何か数字だけを決めて、農水省としては、そうしたもつと大きな目的が達成されないのに、何か改善の命令を出すことだけで責任

を回避するということにはならないのか。その辺の御見解をお伺いしたいというふうに思っています。

○福島政府委員 先生御指摘のように、卸売業者の経営は非常に厳しいものがございます。青果の約二割、水産の約三割が赤字という厳しい状況にあるわけでございます。

こうした卸売業者の経営体質の強化は、基本的には、売り上げの増加あるいは利益率の向上あるいは販売管理費の削減といったような自主的な企業努力を行うことが必要でございます。例えば、コールドチェーン化に対応することで付加価値をつけたり、あるいは地域特産物や有機農産物などの差別化食品を扱ったり、あるいは物流費なり管理費などの経費の削減を図っていくといったような自助努力が必要でございます。

ただ、これにあわせてまして、売上高の拡大なり共通コストの削減を図るために、合併あるいは事業の譲り受けによりまして経営規模の拡大を図ることも重要なわけでございます。今回、そのために必要な資金につきまして、農林漁業金融公庫から長期、低利の融資措置を講ずることとしたわけでございます。

こうしたことによりまして、財務面での指導基準の明確化にあわせて、そうした経営規模の拡大等への支援措置、両方相まって、卸売業者の経営健全化に取り組んでまいりたいし、また、開設者とも協議しながら、そのための支援措置を講じてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○上田(農)委員 時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございます。

○穂積委員長 次に、藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 卸売市場関連法からお伺いをしたいと思っております。

世の中にはたくさん商取引があるわけでありまして、わざわざ法律で公設卸売市場の開設や取引に規制をしているのは、国民生活に一日と

して欠かせない生鮮食料品などが、一部の商人による買い占めや不当な価格のつり上げが行われることのないよう、かつ安定的に供給することを目ざしているからであり、そのために、透明性の高い価格形成を行う機能を確保し、その売買取引については、公正、公平、公開を原則としている、こういうふうな考えのわけでありまして、

したがって、公設卸売市場である以上、この原則というものは変えるべきものではないというふうに考えますが、簡潔にお答えください。

○福島政府委員 先ほど上田先生に御答弁いたしましたように、卸売市場の重要な機能にかんがみまして、そこにおきます売買取引につきましては、公正、公開、効率性のもとに、市場関係者の意見を聞いて、開設者が、市場、品目ごとの実情を踏まえて、市場の利便性の向上と活性化を図る上で多様なニーズに対応できる取引方法を選択できるように今回改正をしているところでございます。

○藤田(ス)委員 私は、今回のこの法案を前にして、昨年の暮れから、大田市場、それから大阪府の中央卸売市場、東部卸売市場、それからこの間築地にも参りました。そのほか、地元堺の地方卸売市場と、八百屋さんや魚屋さんの話も随分聞いて歩きました。

卸売市場の競り、相対の割合は、一様ではありません。しかし、大型スーパーの進出で相対がふえ続けているわけですが、それでも卸売市場は競りの原則が大事だということで、非常に大切にされています。大阪の中央卸売市場の場長さん杉山さんは、市場の生命線は競りだと端的におっしゃったわけでありまして、

そこで、どこへ行っても共通して言われたのは、今回の卸売市場法の改正で、原則の競り、そして相対例外、これがなくされていけば、相対が一層広がっていく、そういう声でありました。しかも、現行法でも相対は例外規定として認められているわけでありまして、

今あえて相対を合法化する必要性はどこにある

のか。また、法案には、先ほど御答弁ありましたけれども、公正かつ効率、こういうふうにおっしゃいますが、おっしゃった公開というこの担保はどこにあるのですか。

○福島政府委員 公開につきましては、今回、卸売業者が、売買の取引方法ごと、つまり競り、相対ごとの数量、価格を公表するというところで、公開の原則、公開の規定を定めているわけでございます。

○藤田(ス)委員 相対の例外規定があるのにあえてそれを合法化していく、その必要性はどこにあるのかと聞いているのです。それも。

○福島政府委員 その点につきましては、先ほどお答えしましたように、競りには競りの特色、長所と短所があるわけがございます。また、相対には相対の長所と短所があるわけがございます。卸売市場も最近取扱金額なり市場経由率が低下しておるといいますのは、卸売市場も市場外流通と競争している、そういう状況になっているわけでございます。

そうした中で、卸売市場の活性化を図るためには、市場あるいは品目の特性に合った取引方法を選択できるようにする必要があります。また、これから、今回の、具体的に言えば、市場、品目ごとの特性に応じて、競り売りまたは入札の方法でやる場合、それから二番目には、一定の割合を競り、入札の方法としまして、その他の部分につきましては、いわゆる相対にするということ、さらには、競り、入札または相対というどちらでもいいようにするという三つの類型を定めまして、それを品目ごとに卸売市場の開設者が関係者の意見を聞いて決めていくというふうになっているわけでございます。

○藤田(ス)委員 相対が量販店の進出とともにふえてきたことは、もう言うまでもありません。そして、競り取引では、量販店は大量に仕入れをするからうちは安くせよと言っても通用しないわけでありまして。だから、量販店の進出とともに、そのニーズにこたえて相対がふえてきたのじゃあり

ませんか。今回競りの原則を外し相対取引を合法化した理由は、まさにこうしたところにある。そして、量販店の要求にこたえたものになっている。こういうふうには言わざるを得ません。

また、結果の公表と、公開とは違います。公表というのは、これは結果の発表である。公開というのは、値決めの経過、取引そのものをだれの目にも明らかにできるように公開のものと行う、それを言うのが公開であります。

だから、相対取引は、なるほど効率を高めていくでしょう。しかし、肝心の取引は極めてクローズド、閉鎖的であって、価格の恣意的な操作、こういうことも可能にするものであります。

生産者の方から見ても、相対がふえればどういふことになるか。受託拒否の禁止の原則があるわけでありまして、したがって、現行の市場法ではどんなに少量の品物でも市場に生産者が持ち込めばそれを売ってもらうことができるわけですが、相対取引ではその予約に必要な量をまとめたければなりません。それから、決めた価格に合った品質のものをそろえていかなければ取引されません。したがって、そこから外れたものはいわゆるすそ物扱いということで値をたたかれることになりまして、しかも、生産地から出荷された同じような品物が一方では相対、一方は競りということになると、これは価格が結果として違うことになって、結局この中でも不公平を生じさせるわけでありまして、

私は、中山間地、都市近郊などの小さな産地あるいは中小農業者の生産を非常に困難にしているというふうには考えますが、どういふふうにお考えですか。

○福島政府委員 相対取引が近年ふえておるといいますのは、事情は二つあると思います。一つは、先生おっしゃったように大型量販店等のウエートが高くなっているということ。と同時に、産地の方も大型化が進んでおりまして、安定的、継続的な取引関係を望む観点から、いわば希望価格といえますか指し値といえますか、そういうものを卸

売業者に実現を求めるといふ面もあるわけでございます。その両方から相対の取引の割合が高くなっているというところは言えると思います。

それで、そうした場合は、今の規定ですと原則は競り、入札、それで例外的に相対取引ができるようになります。その例外部分がいわばやみに隠れるというところになるわけでございます。それを今回取引方法別の、つまり競り、相対ごとの取引結果を公表させることによって競りの価格と相対取引の価格の平準化を図っていく。そうした情報公開のもとでの取引の平準化、価格の平準化を図っていくというふうなねらいもあるわけでございます。効率的といえますのは卸売市場にとつても避けて通れない課題になってきているわけでございますので、効率性の原則の中で、価格を公表することによって平準化を図っていくというものが今回のねらいの重要な点であるわけでございます。

○藤田(二)委員 やはりなかなかまともな答えにいただけない。

しかし、公表で競り、相対の価格の平準化が図られるという御意見には私は賛成できません。そして、結局やはり中山間地だとか都市近郊だとかそういうところの中小農業者が、産地の大型化という名のもとでこれまた切り捨てられていくものであるというふうには考えざるを得ないわけでありまして、

小売店の方はどうか。これは相対がふえれば、商売がさらにやっつけいけなくなります。競りにかけた品物を同じように仲卸から仕入れてこそ、弱い立場の魚屋さんも八百屋さんも一応公平の立場に立てるわけでありまして、しかし、相対では仕入れの段階で不利になり、そして先に品物を量販店にとられて、店頭に品ぞろえをすることさえ難しくなってくるというところは私はたくさん訴えられました。小売店の方は、客はスーパーにとられ、仕入れの方で差別される、これではとても商売はやっつけいけない、こういうふうにおっしゃるわけでありまして、

あなた方は、商店街を残す必要性を認められて

それなりの予算をつけて推進していることを私は知っています。また大臣は、日本型食生活の大切さを繰り返して繰り返しておっしゃっていらつしやる。対面販売を通じて、小売店、八百屋、魚屋は、しゅんや食べ方を消費者にアドバイスしてくれ、そういう小売店の営業が成り立つようにすることが大切じゃありませんか。政府が推進したいというみずからの政策にも、相対が広がるほど矛盾を広げることにはなりませんか。

○福島政府委員 先ほど申し上げましたように、今回の改正案におきましては、卸売市場の実情に応じまして、開設者が品目ごとの特性に応じまして関係者、これは具体的に、卸、仲卸それから買参等の関係者の意見を聞きまして、競り、入札の方法、これは、こういう品目は競りでやる、それから二番目には、こういう品目につきましては一定量あるいは一定割合は競りでいく……(藤田(二)委員「質問にまともな答えをくださいな」と呼ぶ)いや答えておきます。それ以外の分は相対でいく、それから三番目には、こういうものにつきては競りでも相対でもいいという三つの取引方法ごとの品目を決めていくわけでございます。そのことは競りがなくなることの意味しているわけではないわけでございます。

したがって、そこは利害関係者が協議して、意見を十分聞きまして品目ごとに取引方法を定めるわけでございますから、いわば関係者も納得するでの取引方法であるというふうには考えるわけでございます。

○藤田(二)委員 やはりまともな答えをいらつしやらないんです。

私は、競りがなくなることの意味しない、そんなことは考えることさえ——公設市場の意味がなくなるといふ点で許せないことだと思つています。

それから、業務規程にゆだねるということもよく知っているんです。

その上で、大臣がいつもおっしゃる日本型食生活の大切さ、それから商店街を振興させていくた

めに予算もつけて、皆さんが一面では八百屋、魚屋の大切さをよく知つての上で措置を講じていらつしやるのが、相対が広がるほど現実に商売をやっつけいけなくなるという小売店の声があるというところについて、結局みずからの政策に矛盾を持ち込むことになりはしないかということをおっしゃっているわけでありまして、どういふふうにお答えられますか。

○中川國務大臣 先ほどから局長が一生懸命答えているわけでありまして、まず、競りがよくて相対がだめだというような大前提での御議論というのはやはりいかなるものか。どういふ形態のものがあってもいいのが我が国の社会であります。しかし、公設市場という市場の位置づけというものもあるわけでございますから、ある意味では小枠、小さな量のものを出したい、あるいは売りたい、買いたいという場が公設として必要なことは十分我々もわかつております。

それから、相対だと、何か量販店が大量にばつと力に任せて買っていくだけというふうな思いがちでありますけれども、生産者側も一生懸命努力をして、規模あるいはまた流通、販売方法、情報通信を駆使した形あるいはいろいろなネットワークを通じて大量にいいものを売るといふ生産者側のニーズにもやはりこれは役立っていくものだと思いますので、片方が善であれば片方が悪みたいな二者選択のものではなくて、公設ですから競りをなくすということとは全くないということを何回も答弁しておるわけでありまして、そういう中で、生産者ニーズあるいは消費者ニーズによりよく合う形の一つの改正というのがこの法案の趣旨であるというところをぜひとも御理解をいただきたいと思つてます。

○藤田(二)委員 一々ひつかかっていたら前へ進みませんからあれですが、私はそんな単純なことを言っていない。現に魚屋さん、八百屋さん、いろいろな方の話を聞き、実は生産地にも足を運び、そして聞いてきた声を今ここで披露して皆さんにお伺いしているわけでありまして、

結局は、私は、これは小売店も本当に商売がやりづらくなっている。随分つづねましたね、十年間で十分の一になったというところもあるんです。そういうふうな随分つづねてきたが、小売店はますますしんどい商売をせざるを得ないだろうというふうな考えです。

さらに、商物一致の原則を緩和し、市場に品物を持ち込まなくてもよいなどということになれば、大量に仕入れをする量販店、スーパーにしか品物が行かないということになる危険性もあります。また、買い付け禁止の緩和も、卸売業者が量販店のために買い付けに走って、物を右から左に動かすということが許されることになり、ここでも、価格も供給量も恣意的な操作が可能になって、卸売業者本来の役割が失われることになりかねないということを申し上げておきたいと思ひます。次に、市場関係者の経営の問題であります。

一九九七年には、全国の卸売業者の二五・四%、仲卸業者の約五割が赤字経営になっていたと言われています。仲卸業者の皆さんに経営困難の最大の理由について尋ねますと、それはもちろん不況が第一に挙げられますが、それと並んで言われることは、量販店、スーパーの決済が非常に遅いこと。この市場でも、仲卸は卸に對し、また小売は仲卸に對し、基本的には即日決済ということになっています。ところがスーパーの方は、三十日、ひいといところは四十五日もしないと支払いをしてこない。仲卸はやむなく銀行からお金を借りて卸に支払いをしていくわけですが、最近はそのも簡単ではありません。これが仲卸の経営を本当に苦しめているんです。

大臣、仲卸業者の営業を真剣に考えるならば、何はさておきこの決済のおくれを大至急解決していただきたい、そのためにひとつ働いていただきたいと思ひます。また、今回の法改正には、四十四条の二で決済の確保を明記しておりますが、ここには市場の買い出し側も入るのか入らないのか、明らかにしてください。

○中川国務大臣 先生おっしゃるとおり、大型店

の方の決済サイトが長いということは我々も認識をしております。これははっきり言って、お互いの商形式をどういうふうにするかという当事者間の私的契約の範囲だろうと思ひますけれども、しかし、それによって仲卸業者の皆さん方が非常に影響を受けるということを我々は看過することはできません。

したがって、決済方法といましようか、決済期間をできるだけ短くするというところにつきましては、強制することはなかなか難しいわけでありまして、できるだけやはり市場の機能というものを維持発展させていくためにも、仲卸業者がよい経営になっていくためにも、早期に支払いができるように努めなければならぬという訓示規定を定めることができるように措置をいたしました。また、仲卸業者と買い出し人の決済につきまして、農林省といたしまして、こういう量販店の団体に対してしても要請をすることもしていきなさいというふうな考えをしております。

なお、量販店あるいは小売店、それぞれにそれぞれのよさがある、先生からも先ほどお話がありましたように、小売店の店先での、文字どおりお客さんとお店屋さんとの長い付き合いといましようか、豊富な専門的な知識でもってお客さんとお仕事というものがやはりこれからの必要であります。また、量販店あるいはまた大量出荷というシステムも、一方ではこれからの一つの消費者のニーズでもありますので、やはり公設市場という位置づけの中で小売そして量販店ともに適正に位置づけられるように、今、問題点を御指摘いただきましたことに関して検討をいたしますと申し上げたように、我々としても、公設市場の維持発展のためにこれからもきつと行政を進めていくつもりでございます。

○藤田（ス）委員 最近、競争問題もそうですが、量販店、スーパーというのは、とにかく自分たちの都合のよいやり方を始終求めてくるわけですね。それにも市場側が応じないとすると、あそこ

市場は使いにくい、使い勝手が悪いということで取引をやめてくる。そういうことがあるから、取引をやめられたらそれは大変だということで、なるべく量販店の言うとおりにしていこうということになっていくわけでありまして。

だから、業務規程で決済について定める場合でも、買い出し側についてもそれをきちんと規定するよう、これは大臣の御答弁、私は重く受けとめるとともに、重ねてそのことを申し上げておきたいと思ひます。ぜひ、大臣おっしゃったように、ひとつ働きかけもよろしく願ひいたします。

また、スーパーは仲卸業者に対して、私ちりめんじやこで見ましたが、ちっちゃいバックにそれを詰めて持つてこいというので、一生懸命、アルバイトの方を集めてバック詰めをしているんです。そして、配送センターに持つていけ。そこには量販店の何店、何店、何店と支店がたくさん仕分けされていまして、そこに何バックずつ納めていけというような注文もしてきます。また、あけくの果てには、配送センターの維持費も仲卸は負担せよというふうな要求をして、それに対してむつとしたような顔をしようものなら、そうか、そうしたらもうあしたから会社をかえろというふうな言われてしまつて、仲卸業者は、余計な人件費や経費を使い、泣く泣く従っているわけでありまして。だから、小売店の、八百屋、魚屋の方からもうけた分は全部スーパーの方で使っているなんというふうなことも言つていらつしやいました。

また、こんな例もあります。スーパーがクリスマスを前にチラシを印刷して、そのスーパーはバック三百九十八円と書きました。ところが、当日千四百円という値になっていくわけですね。そうすると、このスーパーは予約相対した仲卸業者に対して、もう印刷もして三百九十九円で売って言うたんやから、あなたのところ、その差額を全部自己負担せよ、こういうことで、結局、泣く泣くそれも受け入れてきました。キウリを一本一円で卸せと言つたスーパーもあるというふうな訴えられました。こういうの

をスーパーの横暴と呼ばずして何と言うか。大臣、これまた私が敢て言つて、そういうふうにとらなないでください、事実で聞いているんです。スーパーからの注文がなくなれば取引先そのものがなくなつてしまふくらい大量の品物がスーパーに流れている中で、注文を断るわけにはいかない、だから、仲卸が大変なジレンマの中で身銭を切つてその横暴に耐えているんです。何とかしてくれ、だれに頼んだら救つてくれるのか、切実に言われてきました。

農水省はかつて、食品産業センターを通して、加工業者に対して、この手の、独禁法の不当な優越的地位の乱用に関係するそういう調査もやったことがあります。私は、量販店、スーパーと仲卸業者との実態の調査をぜひ求めたいというふうな思ひますが、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 敢てと事実と結果的に同じように聞かされたけれども、量販店がどうやって物を消費者にきちんと売つていくかということは、やはりマーケティングをきちんとやつて、そして売つていく。ですから、今ちりめんちっちゃなバック、確かに詰めるのに大変な作業がかかると思ひますけれども、スーパーの店先にそういうものが並んだときに初めて、スモールファミリーである現在の家庭がそれを買つていく。あるいは、スイカ丸ごと売っているスーパーというのは最近ほとんどないんだそうでありまして、みんな四つ切りだ、六つに分割したと、これはまさに消費者ニーズなわけでありまして。また、でかいものを無理して買つて食べ残しがまたふえると自給率の関係にも影響するというのは、前回の議論のことをちょっと思い出したけれども。

しかし、生産から仲卸あるいは卸、そして流通、流通の場合には、小売から量販店、そして消費者、こういう流れがスムーズにいくということが私どもも最大の目的であり、そのために公設市場があつて、市場の中にあるいろいろな立場の仕事をされている方がいらつしやるわけでございますから、そして、最終的にはいいものを安定的に国民に供

給できるような流通システムを構築していかうと
いうことが目的でありますので、仮にも、特権的
立場ですか、地位を利用し、また相手に対して問
題となるようなことがあるならば、我々としても
厳しくその実態を調査しなければならぬと思っ
ております。

いずれにしても、この法律を機会にいたしまし
て、あるいはJAS法を機会にいたしまして、文
字どおり生産から消費に至る各段階の実態とい
うものの把握に今まで以上に努めていかなければ
ならないということは私自身も考えておるところで
ございます。

○藤田(ス)委員 調査をしなければならぬとい
うお言葉、仮にも問題があれば調査をしなければ
ならないというお言葉の方を私は一々反論しない
で聞いておきましょう。

消費者のニーズにこたえるということは、それ
は商売をしていたら当然のことなんです。だけれ
ども、小売屋さんにはそんなことを仲卸に求めたこ
ともない。量販店が仲卸にそれを求めているとい
うところに過剰な負担をかけているということを
申し上げておきます。

公正取引委員会にお越しをいただいていると思
いますが、この仲卸とスーパーの関係は決して対
等とは言えない、優越的地位の乱用に当たるとい
うふうに私は思います。今、農水省の方も調査し
なければならぬというお言葉がございましたけれ
ども、いろいろ難しい問題があると思いますが、
まずこの問題に関心を持って当たっていただきた
い。そして、問題が具体的にあれば厳正に対処を
していただきたい。

公正取引委員会の方は、大規模小売業者と納入
業者との取引に関する実態調査の実施ということ
で三年前に行われ、今回また、大店法が大店立地
法に移行し、規制が緩和する中で、そういう競争
の激化のもとではこうした大規模小売業者の優越
的地位の乱用というものを対する関心が一層高
まってきたというところで調査をされるという
ことになっております。ひとつそういう立場から

も卸売市場におけるこうした問題について調査を
していただけないかというふうに考えるわけでこ
ざいます。いかがでございますでしょうか。

○上杉説明員 お答えいたします。

独禁法で禁止されている行為に不正取引とい
うのがございまして、優越的地位の乱用というの
はその一つということで独禁法上禁止される行為
となつておるわけでございます。大規模小売業者
とそれからその納入業者との間でこういった優越
的地位の乱用の問題が起りやすいということ
で、当方でも従来から関心を有していたところで
ございまして、平成三年七月に作成いたしまし
ました流通・取引慣行ガイドラインにおきまし
て、例えば押しつけ販売であるとか返品、従業員
の派遣の要請、協賛金の負担、こういったような
類型につきまして具体的な考え方を示しまして、
未然防止に努めてきたところでございます。

ただ、そのようなガイドラインをつくりまして
も、行為の性格上、取引先の納入業者の方から具
体的な事実を摘示して私どもの方に情報提供をし
てくるというのとはなかなか期待しにくい、そうい
う状況にございまして、先ほど先生が御指摘にな
られましたように平成七年の調査後三年以上経過
したということもございまして、現在、私どもの
方から積極的に情報を得るという目的で調査を進
めているところでございます。

私も、今後とも、このような問題に対して
市場における公正な競争ルールを確保するという
観点から興味を持って臨んでおりまして、具体的
な事実が独禁法に違反するということがあること
がございすれば、厳正に対処したいと考えております。

○藤田(ス)委員 今の公正取引委員会からの御答
弁を聞いていただきました。やはり今、そういう
ふうなことで積極的に情報を集めていくというこ
う姿勢を示されました。農水省の方も、どうぞ
とつ実態を調査し、そして仲卸が不当に苦しめら
れないように対応をしていただきたい、特段にお
願いを申し上げます。首を振られましたので、
私はそのように受けとめて、次の質問に移り

ます。

市場関係者の経営体質強化の問題であります。
今回、市場活性化のためだということ、他の
業種にはない異例の財務状況の公開、改善命令、
事業譲り受けの促進などの規定が盛り込まれたわ
けであります。果たして財務状況の公開や改善命
令によつて好転するのか、うまくいかなければ業
務停止、許可の取り消しということにつながつて
いくんじゃないかという点を非常に心配しており
ますが、簡潔に一言だけで答えてください。

○福島政府委員 一言で答えるのはなかなか難し
いのですが、要は自助努力と相まって我々として
も支援措置を講じているわけでございます。具体
的には、合併なり事業譲り受けの場合に農林漁業
金融公庫から長期、低利の金融措置を講じており
ます。

○藤田(ス)委員 私は、こういう業者に対するや
り方が、業者の淘汰、リストラを促進し、そして
専ら卸売市場の大型化を進めるといふような方向
をたどつてはならないという点で質問をいたしま
した。今度の改正は、国民の生活を支える生鮮食
料品の流通という原点に照らして、いろいろな多
くの問題を含んでいるというふうに私は言わざる
を得ません。

しかし、法律の上では、実際の取引のあれこれ
を決めるのは先ほどから言っておりますように開
設者たる自治体の業務規程であります。したがつ
て、その業務規程というものは、農水省はあくま
でも自主性を尊重するべきであり、その地方に合
つたり方方で取引できるようにするべきだといふ
ふうに考えます。この点、一点です。

もう一つの問題は、市場取引委員会の設置とい
うことが盛り込まれておるわけでありますが、業
務規程の変更やあるいは取引について意見を述べ
ることができ、こういう規定になっております。
私は、この市場取引委員会が文字どおり、市場関
係者はもちろんですが、消費者やあるいはその他
の皆さんも加えた権威のある民主的な委員会とし
て、卸売市場の中に起こるいろいろな問題につい

てもそれを酌み尽くして解決できるような委員会
にしたいなというふうに考えますが、
この二点、これもできるだけ簡単にお願いをいた
します。

○福島政府委員 卸売市場の業務規程の制定に当
たりましては、これが適切に定められている限り、
最大限開設者の自主性を尊重してまいりたいとい
うふうに考えております。

また、市場取引委員会に消費者の代表を加える
ことにつきましては、学識経験者として開設者の
判断によりまして委員に加えることもできるわけ
でございます。この市場取引委員会が市場の活
性化のために十分機能するよう指導してまいりた
いというふうに思っております。

○藤田(ス)委員 よくわかりました。
最後に、JAS法の改正問題で若干質問をいた
します。

今回の法案は、有機農業に対しても表示制度を
つくつていくということで、JAS法の中へ取り
込んでいくということでありまして、私も、私は、
有機農業への助成制度がないと、せっかく表示の
制度をつくつてもJAS法の趣旨とは逆に、生産
地を参らせてしまふのじゃないかというふうに心
配をしております。

まだ本当に有機農業が日本で行われているのは
非常に少ない、言ってみればまだ始まったばかり
だといふような状況であります。日本は、改めて
言うまでもなく、高温多雨な気象条件を持つ上に、
地形も土壤も極めて複雑で多様な条件を持つてい
る国で、有機農業といふのはもとと大変難しい
ものだといふふうに思いますが、それを表示制度
だけで有機農業生産を振興させていくということ
ではとてもできない。これを機会に、しかし有機
農業が根づいてほしいという思いを持って私は今
言っているわけですが、だからヨーロッパのよう
に、有機農業をして生産者の所得の三〇％が
政府の助成による、ヨーロッパはそういう支援を
しておりますが、そういう政府の支援というものを
伴うべきだといふふうに考えます。これが一点

です。

もう一つは、法案の第七條二項を見ましたら、「農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮する」、国際基準を考慮することになっておりますけれども、考慮とは何を意味するのか。また、国際基準とされている有機農業の条件を一律に当てはめるのは私はなじまないというふう

に思いますが、国際基準を当てはめるのではなく、日本の農業に応じた基準設定をするべきだと思ひますが、この点についてお答えください。

○福島政府委員 まず第一点でございますが、有機農業の振興を図る、つまり生産対策としての有機農業の振興、それに対する支援と表示の適正化、これは、先ほど鈴木先生にお答えしましたように、車の両輪として進めてまいりたいというふう

に思っております。それから、二番目の国際規格への考慮でございますが、先ほど申し上げましたTBT協定の中で、国際的な整合性を図るということがい

われば加盟国の義務といえますか約束事としてあるわけでございます、それへの対応をする規定であるというふうにお答えしております。

三番目に、有機の国際基準は我が国では難しいのではないかとこのことにつきましては、これは現在ガイドラインの実施状況、それからコーデックスでの有機基準、これはいずれも原則三年間、化学肥料なり化学合成肥料を使用しないということ

で、基本的には同様でございます。それに基づきまして既に十四県で実施しているということから見ますと、必ずしも高温多雨な日本で実施できないわけではないというふうにお答えしております。

むしろそうした国際的な基準に合致した方が消費者もまた生産者も理解を示してくれるというふうにお答えしております。

○藤田(ス)委員 生産者に対する支援が融資や減税の措置では不十分だから言っているのです。

この間、ここに参考人にいらした方が、御自身、ヨーロッパにいらつしやうやまじいと思つた、何をうらやましいと思つたか、それは政府が直接所得の助成をしている、だから安心して有機栽培に取り組めるということについて非常にうらやましいと思つたという発言でありましたが、私も、この点については、本間に政府が有機農業を育てようというのならその立場に立つべきだ。国際基準で十四県実施しているとおっしゃいますが、これも厳密にその国際基準をきつとやれているのは、東京都の調査でまだ全農家の一割というところ、東京府の調査でまだ全農家の一割というところ、それが有機農業を行つていて一割の中にもっと率の少ない農家が対象で、実に十何年、二十何年という長い経緯の中でようやくそこに到達してきた、そういうことでありますので、このことは特に申し上げておきたいと思ひます。

最後に、消費者として私は、恐らく自然条件など欧米とまるで違う我が国の気象条件を全く考慮することなくそういう国際基準というものを当てはめてしまつと、有機農産物はもう生産現場とかけ離れて、せつかくつくつた表示も、表示だけがひとり歩きして、単なる商品でしかなくなつてしまふ、こういうことを大変心配してあります。

そして、今でも私はスーパーに行つて思うのですが、有機と書いてあるから、うわつと思つて飛びついて手にしてみれば、アメリカ産の有機というので私はあつと思つてしまふわけでありま

す。そういう中で、次々にどうもにせの有機じゃないかということがいろいろ出てきています。私はもう時間がありませんので一言言ひませんが、いずれにしても、水際の検査体制というの

は、認定機関に任せる、あるいは輸入業者にそれを任せるということじゃなしに、政府が責任を持

つて、やはりにせの有機作物、食品の流入を防止するための体制というのが必要じゃないかというふうにお答えしております。

時間がありませんので、もう一点質問をしておきたいと思ひます。

私は、今回農産物の原産国表示が行われるという

ことについては大変喜んでおります。私も長い間そのことを要求し、さまざまに取り組んでまいりましたし、消費者団体も一生懸命そのことを求めてこられて、それにこたえる措置というものを歓迎しているのですが、残念ながら加工品の原産国表示の義務づけはありません。コーデックスでは、原産国とはその本質を変えるような加工を受けた場合に加工が行われた国ということになっておりまして、こういうことから、ハーモナイゼーションでそうなるというのかなというふうにも思ひますけれども、やはり消費者は加工食品にもその材料の原産国表示を行つてほしいというのが切実な声であります。

和歌山県の名産品になつてゐる紀州産の梅干しも、中国から梅漬けの状態で輸入され、日本で梅干しに加工したものが出回つてゐるというやうな

ことで、現地では生産者も非常にそのことを求めているわけでありまして、明快にお答えをいただきたいと思ひます。

○福島政府委員 加工食品の原料原産地の表示でございます。

これにつきましては、現在検討会を設けまして検討を進めてゐるわけでございます。品目ごとの製造、流通の実態を踏まえた原産地表示のあり方

については表示可能な品目等につきまして検討を行つてゐるわけでございます、梅干しにつきましては、年内を目途に取りまとめを行つてまいりたいというふうにお答えしております。

水際対策の問題でございますが、日本と同等の有機につきま

しての認証制度を有する国からの輸入に限定されるわけでございます。したがいまし

て、そういうものを輸入業者がチェックする、また消費技術センター等あるいは都道府県等と協力し

まして、逐次、抜き取り調査、買い取り調査等も行つてまいりたいというふうにお答えしております。

○藤田(ス)委員 これはいい御答弁が出ないといふことを私もあらかじめ予想して聞いてゐるわけでありまして、そういうやり方では不十分だといふことから、輸入時の検査体制というものを、先ほどから遺伝子の問題でも随分出ていますが、やはり輸入時の検査体制というのは国民の命と健康を守るための大事なことですから、そういう点ではやはり積極的に取り組んでいくべきだといふことを申し上げておきたいと思ひます。

きょうは、終わりの時間が本会議で非常に限定されておりますので、私は遺伝子組み換えの問題についても触れたかつたわけですが、これは略させていただきます。

ただ、この問題については本委員会でも附帯決議で、あらゆる食品の遺伝子組み換えの表示ということが決議されることになっております。参議院でも決議されました。また、消費者問題特別委員会の小委員会でも早くからそのことを促してお

ります。ぜひ一日も早く国民の声にこたえ、そして選ぶ自由、そういうものを知る権利、そういうものをきつと保障すべきだということだけ申し上げて、終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○穂積委員長 この際、休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後六時三十二分開議

○穂積委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆様、御苦労さまでございますが、夕刻からの会議、御協力を願ひます。

質疑を続行いたします。木嶋弘道君。

○木嶋委員 実は、昨日、景気対策のための補正予算が政府の方から発表され、きょうから実質審議に入つたわけでありまして、こゝに三日前に、テレビ局の職業別の景況感についてのアンケート

が、そろつたものが手元にあるのですが、その中で、景気の実態について、上向きになつてゐるかどうかといふことについての質問に、そう感じないというパーセンテージが極めて高いのが農林関係なんです。これは群を抜いてゐるのです。今

後の見通しについてという項目でも農林関係が群

を抜いて高いのであります。

これを見ますと、例えば自営、勤労者、経営管理、専門、自由、そういうそれぞれの職種によつての調査なんでありますが、何と、これから先の見通しについては、八十一%の人が先行きについて農林関係はなかなか厳しい、あるいは、現状認識でも八五%の人が極めて厳しい、こういう数字が出てゐるのであります。昨日提出をされた景気回復あるいは経済再生のための補正予算、これらの一連の政府としての考え方の中に大臣がどのようにかかわつておいでになつたのか、あるいは、これから先の景気対策について、特に農林関係に思ひをいたすとき、どのようなことで臨まれるか、まず冒頭、大臣からお聞かせをいただきたい。

○中川国務大臣　まず、衆参の国会議で大変お待たせいたしましたことをおわび申し上げます。

今回の補正予算、あるいはその補正予算の原因ともいへば景気回復、特に農林水産関係についてということですが、全国は非常に景気が厳しい状況が続いており、農林水産地帯も大変厳しい状況にあるわけであり、GDP五百兆と云われておる我が国の経済で、一番川上ベースで約十一兆円、農業関係で、売り上げというか、あるというふうになつておるが、全体としては五十兆、約一割が農林水産関係というふうになつておるから、その影響が大きい、国土に占める面積というの、圧倒的に多いわけであり、

そういう中で、今回は、緊急雇用対策というの、あるいは産業構造転換というものをポイントに置いて補正予算でございますが、雇用対策におきましては、農林水産関係の就職情報提供、あるいは就業機会の創出といったことに我が省としてはポイントを置いております。

また、情報通信関係に絡めまして、農村に滞在をする、あるいは場合によつては農村に滞在をしながら仕事ができるようなシステム、いわゆるホームオフィスみたいなもの、これは、今回、直接的というよりも中長期的にこれから大事に

なつていくであろうということで、農村の特性を生かした、そしてまた雇用の創出もできるような体制づくりをしていきたいと考えております。

先生御指摘ありましたように、将来に対する不安ということについて、我々も厳しい認識を持つておるところでございます。まさに過疎化、高齢化というものを何としても食い止めていかなければいけないということで、農山漁村における就業機会、あるいは住みやすい、住んでみたいというような地域づくりというものを念頭に置きながら、冒頭申し上げたような、今回の補正予算におきましては、産業構造転換あるいは雇用対策というものを念頭に置いて予算の中で農林水産省関係につきましても最大限の努力をし、特に労働省等関係省庁ともよく連絡をとり合いながら雇用機会の創出に努めてまいりたいというふうに考えております。

○木幡委員　農林関係、とりわけ生産者の方々が日々の生活で常々考えておられるのは、昔から言われたことでありますが、製造業ならばつくつたものは自分で値段が決める、よく言いますね。しかしながら第一次産業従事者の農林水産業の方々は、自分たちでもってなかなか値段を決めることができない、これはもうずっと、戦後、農業者の方々から言われてきた意見ですね。

さばきながら、今回市場法で論議をされておりますのは、当然、参考人の意見あるいは皆さんの意見の中にも、市場といふのはより透明性、公平性を高めて、逆に言いますならば、卸や仲買、流通にかかわる経営体質を強め、よつて消費者にも安いものを、そして生産者にはより所得が上がる、高い金額が得られるようにして、いわゆる流通にかかわる妥当な経費というものが図られるということが、消費者にとつても生産者にとつてもそれは望むことでありますから。

とすると、この市場法の論議の中で、築地の現場も見せていただきました。あるいは、日々の私どもの生活の中で地方の市場というのを見て、いりました。その中で、やはり生産者にとつては、

この前の皆さんの答弁の中にありますのは、最近生産者が強くなった、どちらかというと卸の方々が弱くなったというように感じの発言があるわけであり、現場サイドで、農家の方々あるいは水産関係の方々の話を聞けば、やはり残念ながらまだまだ生産者は弱い立場だ、それは午前中の論議にもありましたとおり、すべてが品物などそろつていないということもあつて、相対取引はまだまだ、特に地方市場の場合には相当な比率を占めるし、中央市場でも相対取引の比率は高い、こんな問題もあるかと思ふのであります。

倍。もちろんこれは、消費地といつてもいろいろなところがありますから、そればかりを突出してこうだと言ふような気はないのであります。ただやはりすべてのものについて、まだまだこれから先、我が国の流通の合理化といふ、流通経費がなるべく少なくなるように指導して、生産者がより安定した価格、所得を得ることができ、消費者もより安いものを手に入れることができるということにならないと、とりわけ魚の消費が低迷しているといふのは、あなたが子供たちが小骨があるから嫌だとか、あるいは生臭いから嫌だといふことばかりではなくして、家庭の主婦が家計を考えた場合には、どうしても高い、割高になるような魚の食べ物を少なくして肉食が多くなつたということも考えられる。ということからすれば、ぜひこれから、我が国の消費者のためにも生産者のためにも、別に魚ばかりではなくして、第一次産業従事者のそれぞれの生産者を考えたときに、これから先精いっぱい努力をしていかなければならない、こう思います。

○福島政府委員　今先生御質問の、我が国の小売価格に對しまして、生産者価格、中間経費、小売マージン、それがどういふふうになつてゐるかといふことでございませう。

特に、今回の市場法で参考人の話を聞きますと、もちろん決済の信用性を高めるとか、あるいは市場法にもうたわれたいと云ふことと、一市場一卸に統合していくという強化策が論じられてゐるわけであり、参考人の意見の中に、最も大事なことの一つに資質の向上といふのがございました。いわゆる卸売業、あるいは仲買等々の中間のこれら業についてゐる方々の資質の向上といふことがございまして、この資質の向上といふのは、農水省としては、卸の方々にたゞ資質の向上を圖れよといふことだけなのか、あるいは農水省としては、資質の向上のためにどのような手段で、あるいはどのような形でこれに取り組むおつもりなのか、考えがあればお聞かせいただきたい。

○木幡委員　例えば水産を見ますと、かつて漁業組合が独自に、生産者価格と末端の消費者価格はどのぐらいの倍率になるのかという、魚種ごとに調査をしたことがあるのです。一番高いものが四十倍というものがあつたんです。生産者価格の四十

倍。もちろんこれは、消費地といつてもいろいろなところがありますから、そればかりを突出してこうだと言ふような気はないのであります。ただやはりすべてのものについて、まだまだこれから先、我が国の流通の合理化といふ、流通経費がなるべく少なくなるように指導して、生産者がより安定した価格、所得を得ることができ、消費者もより安いものを手に入れることができるということにならないと、とりわけ魚の消費が低迷しているといふのは、あなたが子供たちが小骨があるから嫌だとか、あるいは生臭いから嫌だといふことばかりではなくして、家庭の主婦が家計を考えた場合には、どうしても高い、割高になるような魚の食べ物を少なくして肉食が多くなつたということも考えられる。ということからすれば、ぜひこれから、我が国の消費者のためにも生産者のためにも、別に魚ばかりではなくして、第一次産業従事者のそれぞれの生産者を考えたときに、これから先精いっぱい努力をしていかなければならない、こう思います。

資質の向上を図ることは、卸売市場の健全な運営を図る観点から重要なことというふうと考えております。

このために、現在の第六次の卸売市場整備基本方針におきまして、卸売業者の従業員、資質の向上に向けて、経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力の定着と活性化、責任体制の確立、そういったことを卸売業者の近代化の目標として掲げているわけでございます。

これらに対しまして、従来より、卸売業者の職員の資質の向上を図るために、農林水産省としまして、セミナーの開催等卸売市場関係従事者の人材確保に對しまして助成をしておるところでございます。今後とも、これらの方策を通じて卸売業者の職員の資質の向上を進めてまいりたいというふうに思っております。

○木幡委員 中央の市場は恐らく今局長の答弁のように、人材もそろっている、あるいは皆さん方の目も届きやすいということでありまして、地方市場というのは、皆さん方の指導によって、あるいは責任者の都道府県によって、なるべく統合をしてより質の高い地方市場にしようという努力は長いこと続けられてきているというのはよく承知しております。しかしながら、地方市場はやはりなかなか今局長の言ったような形にはならない。

そういうことについては、一番生産者が身近なところでの市場といえますのは地方市場ですから、地方市場の統廃合やあるいは今後の合理化等々についてはどのようにお考えですか。

○福島政府委員 特に今先生御指摘の産地の地方卸売市場、これは全国各地で生産、出荷されます農水産物を集荷しまして消費地市場に効率的に搬送するという重要な役割を担っているわけでございます。

それで、そうした産地の地方卸売市場を含めまして地方卸売市場の活性化を図るために、先生御指摘がありましたように、国の段階では、都道府

県の卸売市場整備計画に即しました市場の統合大型化あるいは効率的な市場施設の整備に向けまして、公設の場合等には地方卸売市場施設整備補助金、また民営の場合には、農林漁業金融公庫から長期低利の制度資金の融通を行っているわけでございます。また、税制につきましても、登録免許税なり固定資産税等の課税の特例措置を設けているわけでございます。

重要なことは、それぞれの市場が地域の特色を生かした創意工夫と自助努力によって個性ある市場として活性化を図ることが重要なわけでござい

ます。例えば、愛知の豊明花卉市場では、コンピュータあるいはインターネットを活用しまして活性化を図っております。また気仙沼の魚市場につきま

しては、市場を核とした水産業なり町の活性化を図っているというふうなことで、それぞれ地域の特色を生かした活性化を図っているわけでござい

ます。それに対しましては、先ほどの、公設につきましましては補助金等、また民営の場合には農林漁業金融公庫等の融資によりましてそれを支援してまいりたいというふうに思っているわけでござい

ます。○木幡委員 ぜひ、中央もさることながら、今後、都道府県を通じてでも、あるいは都道府県の方々と話をする上でも、地方市場の統廃合あるいは近代化等々についても格別なる御努力をいただかなければ画竜点睛を欠くということになりはしないか、こう思いますので、よろしくお願い申し上げます。

もう一つの法律でJAS法が来ています。このJAS法の論議も、有機農業中央会とかというところの代表の方が参考人でお出かけになりました。率直に、簡単にお答えいただきたいんですが、小規模農家にとつて直接的には負担増になるの

でございますが、しかしながら、認証機関でもって認証されれば、販売価格その他でもってそれを上回るような利益を得ることができるので、結果からい

るということは、ないという答えになるのか、あるいはそうではないのか、その点について考えをお聞かせいただきたい。

○福島政府委員 小規模農家が有機農産物を販売する場合に、有機農産物に有機表示を付する、その場合には、負担がそれによりましてかかるわけでございます。その軽減を図るための方策として、関係農家で生産組合をつくったり、あるいは農協が生産管理者として承認を受けるための申請あるいは資料づくり等を行うことによって個々の農家の負担を軽減するということが考えられるわけでございまして、そうした取り組み、集団化の取り組みを推進してまいりたいというふうに思っております。

また、本当に出荷額が小さくて、地場での信頼関係に基づく取引を行っている、そういう場合には、あえて有機表示をすることなく、したがってその検査、認証のコストもかからないという選択もあり得るというふうなことでございまして、

○木幡委員 この前の参考人の話ですと、全体の出荷量の一〇％が有機であつて、今回のJAS法によって厳密に認証機関によって認証されるということになれば、約一〇％ということでは、参考人の言葉をかりれば全体の〇・一％ぐらいだ、こういうことであります。

ともあれ、最近、アトピーやあるいはアレルギー体質の子供が大変多くなつて、お母さん方がより安全な食料を求めるといふのが少子化時代で特に強まっているということからすると、この有機農業を振興していくというのは農水省の中でも大きな柱としてのつていてということでありまして、

そこで、いつも出てくるのが、来週、堆肥肥の問題も法律として出てくることであるから、そのときにまたいろいろな論議がなされると思いますが、私も、私も農業に、あるいは農政にかかわつて長いのでありますが、土づくり運動というのが随分古く昔に大運動として、農水省の肝いりで

もつて系統農協が全国津々浦々、土づくり運動という大運動を展開したという記憶があるのであり

ます。その後余り聞いていないんですが、土づくり運動のこれまでの取り組みや反省について、お話があればお聞かせいただきたい。

○樋口政府委員 御指摘ございましたように、土づくりといひますのは農業生産の基本でございまして、古くて新しいといひますか、ずっといろいろな形で取り組まれてきたわけでございまして、今お話のございましたのは、昭和五十年以来いろいろな形で取り組まれてきておりますが、特に、このところ別の意味でいひますか、新しい形でまた注目されておりますのは、農業労働力が不足してございまして、兼業化が進展しておりますとか、そういうこともございまして土づくりが

おろそかになる傾向が見られる。特に、化学肥料への過度の依存や、堆肥等の有機物の施用が減少してきておりまして、土壌中の有機物の含有量がかなり下がつてきているということがございまして、これでは安定的かつ持続的な農業生産、なかなか影響が大いだろう、そういう心配があるわけでございまして、

先生もう既に御承知のように、食料・農業・農村基本法第三十二条にそういう規定がございまして、これに基づきましてもう一足踏み込んだということ、新しい土づくりの推進を図ろうということ、制度的あるいは予算的にお願いをしておりまして、また御審議をちょうだいしたいと思っております。

○木幡委員 前回の論議の中で、もみ貯蔵の話をして、いいことはわかつてはなかなかできない。こういう地味なことについてはなかなか重たい腰が上がりません。土づくり運動といひますのも大変地味であります。極めて重要であります。こゝに、三十年の運動を見ますと、さほど効果も上がりません。それに伴うものもなかったという反省に基づいて、今後の有機農業の隆盛を図らなければならぬという考えから、さらに一層の取り組みをお願いしたい、こ

市場法とJAS法はさておき、実は前回積み残しました団体論についてお話をちょっとお聞きしたいと思うんであります。

皆さん方の先輩であります農業会議所の会長が、この前も公述人とのときの発言を皆さんに御披露申し上げましたが、皆さん方をやんわりとえんきよくにしかつているんですね。組織の再編整備というの、うたつていますが、なかなか具体的なものは見えませんが、うたつてのことなのであります。皆さん方の事務次官経験者の農業会議所の会長が公述人として話をされたことであります。まず先輩のこの発言について、この前の公述人と

して出席いただいたときの発言を受けてどのような考えられるか、大臣、お聞かせをいただきたい。

○中川国務大臣 直接会議所の会長のお話は聞いておりませんが、後で聞いた話をもとにお答えさせていただきます。まず二点ポイントがありますが、一つは、時代の変化に伴って、進歩的に対応できるような組織であること、効率的に対応できるような組織であること、

であると同時にできるだけ簡素にすべきであるといふことでございまして、農林水産省の、戦後といひましようか、三十年代からずっと我々の大先輩として御指導をいただいておる方でございますので、まさに農政そのものも、また団体の諸事情もいろいろ変化をしておりますので、機能、役割を効率的に発揮できるように見直しが必要だといふふうに理解をしております。

○木幡委員　そこで、基本問題調査会、新農基法のときに各界の有識者の方々から意見をいただくためにでき上がった基本問題調査会でも、その後の論議の経過等々を仄聞いたしますと、かなりのの時間を系統団体、組織の再編整備について議論があつたというふうに向つてゐるんであります。残念ながら新農基法の論議の中には、この前も大臣がこの委員会へ答弁があつたとおり、一行だけ入つてゐるということで、これは果たして基本問題調査会の中の意見を酌んだような形で時代に合った農業団体の再編整備ができるのかなといふこと

ふうに疑問に思わざるを得ないんでありますが、この基本問題調査会の意見、大臣はどのように組織の再編整備について受けとめましたか。

○中川国務大臣 基本問題調査会でいただいた答申の中には農業団体のあり方というものがはつきりと書かれておりますし、またそれを受けた農政

改革大綱等にもそれについての文章があるわけでございます。基本法自体には、今先生からも御指摘ありましたように、農業団体についての条文が一つございますけれども、我々も今申し上げたような農業の効率化、これはまさに生産者、消費者ともにプラスになる話でございますので、これをぜひ進めていかなければならない。

現時点で農業団体自身がみずからの努力として今やっておるわけでございますが、監督する立場といたしまして、しっかりとそれを見守りながら、この大きな流れの変化の中で、団体そのものの時代の変化に対応できるふさわしいものになっていくようにしていかなければならないというふうに考えております。

○木幡委員 先日の委員会での局長の答弁では、確かに、系統農協の二段階制についてはおおむね当初予定の六〇％の進捗で、さらに進めている、こういう話がありました。

しかしながら、今大臣のお話にありましたとおり、それぞれの組織が自分たちのことを考えて、この時代に合った形の再編強化をするのを見守っていくという発言がありました。が、残念ながら、戦後の五十年間の我が国の農政並びに系統農協団体を中心とする第一次産業の関連団体については、もってみずから痛みを分かち合うということには相当の勇気がなければできなかった。

すなわち、何らかの形でもって指導をきちつとしていくことがなければ、再編整備というものは後手に回り、経済的破綻をして初めて再編整備が行われるということになってきたということを考えますと、やはりこの機会に、新農基法の会合の中では、戦後五十年の我が国の農政を考えた

ときに果たすべき役割と、あるいは果たさなければならぬ義務、責務というものを考えたときに、系統農協団体あるいは農業関連団体がきちつと組織整備をしなければならぬということをうたっているであろうと私は考えておるのですね。

そこで、重要なのは、例えば農業会議所であり、ますが、農業会議所も、人によつては、本来の機能というのは、なくなつたなどということは毛頭申しませんが、やはりかなり頭でかちになつてきつたものではなからうか、小回りがきかなくなつてきたのではなからうかという論議が出ているのであります。しかしながら、公的場ではそういうことを言うことがはばかれる、そういう感じなものであります、全国農業会議所を初めとする農業会議のあり方について、今回の再編整備について、大臣はどのようにお考えですか。

○竹中義政府委員 農業会議でございますが、都道府県の農業会議につきましては、昨年の農政改革大綱におきましても、「関係機関・団体との協力的連携の促進等に必要な制度的措置等を講ずる。」ということにされております。農地関連のこの法制度の見直しともあわせまして、農業委員会法の見直しを実施することになれているところでございます。

この大綱を踏まえまして、今後早急に都道府県農業会議を含む農業委員会系統組織の見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

○中川國務大臣　先ほど私が見守っていたといふふうに応じ上げたことが、非常に甘いといひましようか、そういうふうな印象を先生にとつていただくとするならば、訂正をさせていただきます。

監督官庁としてしっかりと文字どおり監督をしていかなければなりませんし、この基本法の三十八条でも、国としても必要な施策を団体に対してやっていかなければいけない、この理念に基づいた方向でやっていかなければいけないということでありますから、例えば農協の場合ですと二〇〇

○年までに五百幾つにするとか、そういう目標に對して一生懸命努力されて、人的なつながりの集合体を合併するというのは現実なかなか大変だという話も聞きますけれども、これが農業、農村全体にとっていいことでありますので、そういう意味で見守るという、生ぬるいつもりで申し上げたのではなくて、かなりきちつとした形で監督をしていかなければならないという意味で申し上げます。

○本郷委員　農業会議というのは経済行為を行つておりませんね。経済行為を行つていない団体と云いますのは決して大きくなつてだめだ、そんな粗っぽい論議はいたしません。しかしながら、ここに来て農業委員、全国農業会議所の一番の下部組織であります農業委員そのものが、公選法に基づいてたばも改選期に当たつてゐる市町村が多くなつて、もう先週あたり終わったところが多いようであります。農業委員の数も果たしてこのぐらゐの数でいいのかどうかという論議をなさつてゐるのかどうか、あるいは農業委員そのものを教育委員と同じように市町村長の任命にすることということが議題とか話題とかになることがあるのかどうか、これらについてはどういふふうに農水省は考えておられますか。

○竹中(美)政府委員　まず、農業委員の数の関係でございますが、農業委員の選挙委員の定数につきましては、一昨年の七月に地方分権推進委員会の勧告もございました。

これを受けまして、昨年の五月に、一つには農業委員会を設置しなくてもよい市町村をふやす方向で基準の見直しを行いましたし、また委員数等の削減を可能にしますような選挙委員の定数設定の弾力化を図ったところでございます。これに基づきまして、現在、農家戸数の減少等に応じた組織体制の適正化を指導しているところでございます。

それから、農業委員の選出方法についてでございますが、これは従来、各方面からいろいろな御議論がございます。一方で、現在のような公選制

を見直すべきであるという御意見もござい
ますし、また一方で、農業委員会が行います業務
を考えますと、農地関係業務というのは個人の財
産権を制約するものでもある、そういったことから
地域の農業のあり方にも影響を及ぼす、そう
いったことから、農業者の中から適正な手続を
もって選ぶ必要がある、そのためには公選制は必
要ではないか、そういう両面の議論があるわけ
でございます。

こういった農業委員の選出方法につきまして
は、農業委員会が担うべき役割とも関連するもの
でございまして、関係方面の御意見も踏まえなが
ら慎重に検討する必要があるかと考えておりま
す。

○木幡委員 今の農業委員制度がこのままでいい
と本音で思っている農家の方は本当に少数なん
です。農業委員そのものも、このままでいいと思
っている方が少数であっても、公的場では慎重に検
討する、これが我が国の農政の機動力の弱さとい
いますか、一例だと思ふのです。

例えば、農業委員そのものが二つの仕事をして
いるというのは、これは一つは土地の権利移動に
ついての許可をするということが一つあります
が、もう一つ極めて重要な仕事といえますのは、
地域の農業振興計画について深くかわりを持つ
て指導をしたり、あるいは行政当局に物を申した
り参画をしていくという、その後段の部分は、残
念ながら、多くの地方の農業委員の中ではこれは
機能していないのであります。

前段の権利移動にかかわる問題、とりわけその
中で農家の方々がうっかりミスでもって権利移動
を忘れたものについて、それを鬼の首をとったよ
うな形でもって言うのは語弊がありますが、そ
れを議論することが多くなってきたため、農家
の方々は、農業委員というのは農家の味方なのか
法律事務所の人間なのかという点を極論する人
間が出てくる。それからもう一つは、権利移動に
かかわるときに、今農地が極めて安い状態の中で、
例えばその権利移動する農地の実勢価格が十万円

のものが、手続をすると二十万円も取られるとい
う不合理な点も出てきている。

こういうことを考えれば、農業委員そのものは
検討する検討するではなくして、新農基法ができ
た、その新農基法ができる前の基本問題調査会
の中には、農業会議そのものの見直しというものが、
議論があつたはずだということからすれば、それ
を受けて、慎重に慎重にということよりは、機動的に
あるような形の農業委員制度というものはどうあ
るべきかということを議論していかなければなら
ない、こう思いますので、ぜひ頭にたたき込んで
いただければありがたい、こう思ふのであります。

それからもう一つであります、それと同時に、
農業会議もさることながら、農業共済というのも
ございまして。農業共済も、聞くところによると、
農業共済関係者の方々が圧倒的多数で二段階制を
実施すべきだというふうになっているにもかかわ
らず、ごく少数の反対でこれも実施できなかった。

こういうことも考えますと、農水省は、新農
基法を契機にきちっと組織の再編整備はこうある
べきだというものを持って臨んでいかなければ、
新農基法を通すときだけ時間がありませんからと
いうことで通すのではなくして、それに伴う御自
分の日本の農政があるべしという信念に基づい
てその他の問題についても積極果敢に進めていた
だくということがなければ、新農基法のもとでも
末端の農家を取り巻く環境はなかなか変わらない
のではなからうか、こう思ふのであります。

そこで、農業委員会そのもので、土地改良区
の問題と一緒に議論をしなければなりません、権
利移動にかかわる問題のときに、農水省としては、
今私が申し上げたとおり、地域の農業振興計画に
かかわることをどの点で指導なさっているか、も
しお聞かせをいただければお願いしたい。

○渡辺(好)政府委員 今先生から御指摘がありま
したように、農業委員会の大きな活動の一つとし
て、農地の権利移動にかかわる問題、それから
う一つは農地の流動化を積極的に推進するという
ことで、農地流動化の推進員、これは全国に八万

人おりますが、その大宗は農業委員会の委員で
ございます。また、今おっしゃられましたように、
農業委員会独自でいろいろな活動ができるという
時代じゃございませんので、各市町村、都道府県
には構造政策推進会議を設けまして、市町村や農
協、そういったところと一緒に、その地域
の農地をどう守るか、また農業を振興させるか
ということを検討し合っているわけでございます。

御指摘がありましたように、農政改革大綱の中
でもそういった活動をさらに盛んにするという方
向で、例えば、現在農業生産法人制度の改革を予
定しておりますけれども、地域に関係者が一体と
なつた協議会のようなものを設けてまして、その中
で農業委員会の活動をバックアップするし、ま
た全体として指導や調査、調整をしていくとい
ふようなことを考えたいと思つております。

○木幡委員 農業団体の再編整備でも一つお聞
きたいんですが、実は、農協や農業会議がある
は土地連や共済といったところが議論されていま
すが、森連、この森林組合については、末端の林
家あるいは末端の林業の森林組合の方々に聞け
ば、これから先、営林署の大幅な人員削減、その
受け皿として、今まで営林署の担当区もしくは営
林署が行ってきた事業というのを、広域合併によ
る森林組合でそれを請け負うということが非常に
多くなってくる。ということになると、森林組合
そのものも末端がほとんど合併で大きくなくな
る。一方で、都道府県に森連がある、全国にある
ということになれば、森連の二段階制については
どのようにお考えになつておられるか、林野庁長官。

○山本(徳)政府委員 先生御指摘のように、現在
の森林・林業をめぐる大変厳しい情勢に対応し
て、日本の森林・林業に役に立つ森林組合の体制
整備、強化が重要な課題であると考えておりまし
て、森林組合の二段階制もその一つの方法である
と考えております。このために、平成九年に森林
組合法を改正させていただきまして、森林組合の
二段階制が円滑に進むための制度を創設させてい
ただきました。

しかしながら、現段階ではまだ二段階制を実施
しようとした決めた県はございませんが、県の実
情に応じて、これからそういった方向を検討され
る県におきましては私も積極的に御相談に乗
り、かつこれを支援してまいりたいと考えており
ます。

○木幡委員 ぜひ、森連も時代に合った形の再編
整備に御努力をいただくということをお願いいた
します。

林野庁長官、せっかくおいでですから。
地味な仕事でありますために、どうしても長い
間同じことを守つておられるのがありまして、
私共は実は今から二十年ほど前に地元で配
布ができていたときに、ヒノキの配布の区域、
林業種苗法の中の配布区域の中に、同じ県内で配
布ができていたところがあるんです。それを調べま
したら、私共が生まれる前のころの大変有名な林学
者の方がヒノキの北限はここですよということ
を話したら、そのままにずっと残つておられるとい
うんですね。五十年も残つておられる。

五十年もたてば、林種の改良も進み、あるいは
気象の変化によつて北限も、今ではもう宮城県ま
でヒノキが植生するようになったということも考
えられますと、そんなこともぜひ時代に合った形
でひとつ適宜適切に対応していただかなければなら
ない。そういうことを言い始めれば切りがありま
せんが、それとぜひ頭に入れていただきたい。答
弁は要りません、時間があれですから。

大臣もしくは構造改善局長にお聞きしたいん
ですが、冒頭大臣からの方がいいかもしれませ
ん。土地改良資金協会というのはいかなる組織で、
いつできて、どの程度の国費を投入しているか、お
聞かせいただきたいと思います、こう思います。

○渡辺(好)政府委員 御指摘がございました全国
土地改良資金協会、財団法人でございますけれど
も、農家の土地改良負担金の軽減と計画的償還の
推進を図るために、土地改良負担金対策資金を管
理して、その資金を活用し土地改良区等に対し利
息の軽減や償還の繰り延べを行う事業を実施いた

しております。

平成二年度から始まりまして、十二年度までには総額二千億円の取り崩しの基金を国の予算措置で造成することといたしております。平成十一年度までに千九百五十二億円の積み立てを措置しているところでございます。

○木幡委員 前回の論議の中で、一つは、市町村財政が極めて厳しくなってきたために、これから先、農業土木関連の公共事業がなかなか地方でも受け入れることが難しくなってくるということについての意見を伺いました。それと同時に、農家の経営難によって、今までに既に基盤整備事業等々を行ったところの負担金の償還についてなかなか困難になってきている。

それについてはおおむね三つの方法がありまして、それに伴うお金を単年度ごとに地方議会並びに国において決済をし論議をし支出をするやり方。あるいはもう一つは、今次のこのような状況を考えれば、二千億も使わなければならないほどの状態になってきたとするならば、特別会計というものが考えられるのかどうかということ。三つ目の手法としては、今局長が話されたとおり、第三セクターあるいは財団法人なり、社団法人、財団法人になるんでありますが、その種のものをつくるというやり方がある。これは、特別会計をつくるというような考え方は当面ありやなしやについて、簡単にまずお聞かせをいただきたい。

○中川国務大臣 特別会計方式というのは、非常に今財政当局との間で新しいものがつくりにくいという理由が一つございいます。

それから、事業から歳入という利益が上がってきてませんので、一般会計と経理を区分する必要があります。特別会計のように独立採算的に利払いがあるということではない。あるいはまた、長期にわたったの施策が必要でございまして、単年度で予算措置を行うよりも安定的な管農計画に対する影響を少なくするというメリットがございまして、特別会計というのではなくて、現行のようないくつかの制度でやっていくというところで当面考えて

おります。

○木幡委員 そこで、大臣に引き続きお尋ねをするのでありますが、実はWTOの中に、個別品目の価格補償といえますのは、これは赤の政策になります。しかしながら、これから先一番大事なことは、新農基法のもとといえますのは、市場経済の原理原則を取り入れるということになれば、これから先、農家の方々にとっては大変厳しい営農努力をしなければならぬ。その中で、再生産可能な所得をどう補償するかということは、農家みずから、あるいは系統農協組織みずからがこれまで行ってきたものであり、これから先も極めて重要な政策の一つなのであります。

これまでは、例えば地方では、青果物価格補償制度、あるいは畜産物価格補償制度、あるいは単品ごとの価格補償制度というものを独自につくって、県並びに市町村の負担とそれから系統農協の負担、そして生産者のそれぞれの出資に基づく基金を造成し、法定果実によって基準価格を、指定価格を決めて、それを下回ったときには農家の方々に再生産の費用としてお渡しをするということとを長いことそれぞれの県で独自に行ってきた。

もちろん、これはWTO交渉でいいますならば、間違いなく黄色ぐらゐの政策になってくる、あるいは物によっては赤の政策になるということでありましよう。しかしながら、これを考えたときには、これから先、各都道府県でどのような形であれ、粗っぽい言い方をしますれば、各都道府県に百億ぐらゐ、全国でもって四千七百億から五千億円ぐらゐの、価格補償制度の形を変えた形の資金を拠出するということも考えていいのではなからうか。

なぜそう言うかといえますと、今渡辺局長からお話のとおり、土地改良に伴う負担金の返済の延納もしくは返済のための利子補給のために、財団法人を使って国費を二千億円投じているということからすれば、これは価格補償のために五千億円程度のお金を拠出するということはごく当然のような感じがするのでありますが、大臣は私の

提案について、率直なところ、言葉を選ばなくて結構ですから、これからのWTOを目前にして、あるいは新農基法のもとでこれから先農家の再生産可能な所得を維持するための方策として、頭の中に今あるものについてお聞かせをいただきたい。

○中川国務大臣 基本法の中で、それぞれの地域あるいは形態によっていろいろな施策を講じていかなければならぬわけでございますけれども、県単位で、農家全体の経営に対しての所得補償といましようか、ひよつとした収入保険的なものを先生お考えになっていろいろのかどうかかわりまかせんけれども、とにかくいろいろな手法を考えていかなければならないということは、これはもう我々もこれから必要なことだろうと思っております。

ただ、当面最もやるべきこととしては、例の需給変動あるいは品質によって価格が変動した場合の、あの二項での経営安定対策、品目ごとの経営安定対策、あるいはまた中山間地域に対するいろいろな施策、直接支払いを含めた施策というものが、特に経営安定対策につきましてももうスタートしているものもございまして、これからまた考えてやることになっておるものもございまして、そういう意味で、いろいろな手法がこれからは考えられると思えますし、また、WTOの、赤だ、黄色だ、青だ、緑だ、こういうことも頭に入れながら、必要だろうと思えます。

またまたきょうニュースを見ましたら、何かカナダ政府が各州といろいろな農業対策について会議を行っているというような話もありましたので、今は絶対これはだめだ、赤とか、そういうのはなかなか難しいかもしれせんけれども、今のお話も含めて、今後いろいろな施策を考えていく上で、我々としては柔軟にひとついろいろなことを検討する必要があるというふうに考えております。

○木幡委員 今の発言を繰り返しますが、決して悪いという意味で言っているわけじゃありません

から。

農家の基盤整備事業等々の、土地改良に伴う負担金の返済不能についてのリカバリーとして土地改良資金協会というものをつくって、今局長の答弁のとおり、一千九百億円、約二千億円の国費を投じて、それを基金として農家の方々の利子補給その他に使っているということからすれば、これから先やはり価格補償、再生産可能な形を、あのWTO交渉の中で、こういう形ならばそれはできるんだということを知恵を出して考えて、それで基金を造成する。土地改良で二千億円なら、全産品についての各都道府県の価格補償のあり方について五千億円ぐらゐのお金を出すことは当然あつてしかるべきであらう、そういう考え方で臨んでいくわけでありまして、どうぞこれから先頭の片隅に入れていただきたいということでございます。

それから、きょうは夜も更けてまいりましたので、明るい時間に、大臣以下、幹部の皆さん方と、また農政についてお話をしようということを、余韻を残しまして、以上でもって質問を終わります。ありがとうございました。

○穂積委員長 次に、前島秀行君。

○前島委員 時間も経過してしましましたので、端的に質問します。率直な答弁をお願いいたします。最初に市場法の方であります。まず今回、さまざまな改正、ルールの改定といましようか、ある意味だったら大転換をしたと思うのであります。が、この転換を前提にして、なおかつこの卸売市場、特に公的な卸売市場の生命線とも言われるべき価格形成機能の維持、それから公開の原則、この点は今後も基本的に守っていく維持していく、また今回の改正があつてもそれは可能である、こういう認識でよろしうございませうか。局長でいいです。

○福島政府委員 御指摘のように、卸売市場は国民に対する生鮮食料品等の円滑、安定的な供給を図る上で重要な公的な施設でございます。そこでの取引がまさに公正、それから公開、効率的に行

われるように、それを今回の法改正のねらいともしていただくと思います。

○前島委員 そのところを余り言われると、やはりちよつと質問せないかぬかと実に思っているわけですね。

今回、この市場のあり方というのは基本的に大転換したというふうには言わざるを得ないのではないかな。やはり市場の生命というのは公開性であるし、公正な価格形成機能を維持するということとろすね。だから公的な施設であるし、また市場というものが国民生活に直結する、安全性というのが問われる問題でもあるし、市場の動向というのが逆に国民経済そのものにも影響するし、ましてや生産の側である農業のあり方にも大きく影響してくる。非常に大事な接点だろうと思えますね。

本来の公開性と価格形成機能の維持をしていくということは非常に大事な点だけれども、今回は、市場の一番生命線ともいふべきところの基本原則が全部変わっているんですね。

例えば公開の原則。今局長は公開という言葉を使いましたけれども、七年前、八年前の議論のときにも、市場というものは三つの原則がある、公正、公平、公開と言われていましたね。これが、三十四条の一項に改めて条文で入れるときに公開という言葉は消えているんですね。研究会の中間報告の中には公開という言葉が何回となく入っている。今までなかったんですよ、こういう言葉は。しかし、三十四条の一項のところに改めて入れるときに、公開という言葉が消えて、公正、公平、公開にかわって公正、効率という言葉が入ったでしょう。これは私は市場のあり方、大原則としては大転換だなと。

それから、市場が機能を果たすために基本的なルール、原則が幾つあった。唯一残っている原則というのは、いわゆる農家の方からの、生産者の方から無条件で受託するよというこの原則は引き続きありますけれども、いわゆる商物一致の原則あるいは買い付け集荷の禁止というこの原則は大幅に後退になりましたね。

この公開という言葉が効率に変わったということと、商物一致の原則それから買い付け集荷の禁止の原則が大幅に緩和されたということは、市場の基本的なルールを変えたということなのであります。特に、競り中心、競り原則から相対取引を正式に法文で承認したということは、基本的なルールの改定、原則の改定なんです。

では、何で三十四条のところに、改めて条文の言葉に原則を入れるときに、この公開という原則が消えたんですか。なぜ入れなかったんですか。そこを言ってください。

○福島政府委員 卸売市場法、これの改正の背景といえますのは、先生御案内のように、産地の大型化が進み、また大型小売店等の発言力が高まっている、そういう流通の多元化の中で、卸売市場が他の市場外流通と競争していかなければならない、また卸売市場同士も競争していかなければならない、そういう時代に入ったという認識のもとに、今回効率性の確保というものを原則として明示したものでございます。

また、公正あるいは今申し上げました効率につきましても、卸売市場法の個別の規定にすべて具現化されるものではなくて、卸売市場の全体の管理運営なりあるいは日々の関係業者間の取引の場面におきましても留意する必要がある、そういうことでございまして、こうした分野を律するルールといたしまして、卸売市場における売買取引は公正かつ効率的でなければならぬという三十四条の規定を設けたわけでございます。

他方、先生御指摘のありました公開につきましても、これは卸売業者と仲卸あるいは売買参加者との間、あるいは仲卸と買い出し人の間という個々の取引関係の結果の公表まで意味するものではなくて、個別の規定により対処することとしたわけでございまして、開設者による公表規定、それから卸売業者による売買取引の方法ごとの数量、価格の公表規定というのを設けたわけでございまして、これはまさに取引結果の公開という規定を具現化したものでございます。

○前島委員 いろいろ説明しますが、やはりこの三十四条に公開という言葉を入れたことが、かわって効率という言葉が入ってきたということ、それから相対取引を例外的措置から正式な措置に認知したといえようか、認めたということとの兼ね合いだろうと私は思うのです。

しかし、私も、相対取引を一切やめてはいかぬ、そういう議論をするつもりはさらさらありません。市場を取り巻くさまざまな状況変化に合わせざるを得ない側面も認めますし、相対取引の導入ということの一定の必然性みたいな客観性というもの、私はそれなりに認めます。しかし、公開の原則という言葉が入れられなかったということ、競り中心原則と相対取引の原則を並立にしようということは、やはり従来あった市場のあるべき姿としての公開性と透明性というものを後退させているということとは否めない事実だろうと私は思います。

そこで、本来市場が持っている、特に公設の中央卸売市場が持っている価格形成機能、この機能を侵害する、それを防ぐ措置というのをやはりきちっと担保するといえようか、きちっとやらなきゃいかぬという問題が最低出てくるだろうな、私はこういうふうに思います。だから、公開の原則も守れるんだなんて余り胸を張るのじゃなくして、後退することは私間違いないと思う。ある一面、それもやむを得ない客観性もあるけれども、しかし、それを防ぐための担保措置というのはちゃんとやるということがまた片っ方であらうと、私は私は思います。それは何かということ、市場取引委員会をつくりました云々ということ、局長が説明することは大体私は想像がつきますから、そんな説明を求めるつもりはありません。

そこで、この条文の中で一定の割合という言葉がありますね。相対取引の決め方として、業務規程で決める決め方として、この一定の割合というのは、業務規程を決める過程の中で相対取引の歯どめとして、具体的に方向性といえようか数字といえようか、目安というのをつけること

が、市場の原則、価格形成機能を維持する原則の最低やるべき担保措置ではないだろうか、私はこういうふうに思います。

この条文を読みますと、論理的には相対取引一本になるということもあり得るんだから、任せるんだからあり得るんだから、そのところは最低、相対取引に一定の歯どめをかけるということ、業務規程の中で明確に指導してもしかるべきではないだろうか。それが、市場の原則である公平な価格形成機能の維持を守る最低の担保措置だろうな、私はこういうふうに思います。法律的には一定の割合となつていきますけれども、そこを省令なりあるいは通達なりの過程の中で、業務規程の中に相対取引の一定の歯どめになるようなことを具体的に政策的に指導すべきものではないだろうか、私はこういうふうに思います。

したがって、この条文上で一定の割合というのは、具体的に数字をもつてリードするのかわいいますか、目安をつけるのか、めどを指示するのかわいいますか、そこをちよつと聞かせてください。

○福島政府委員 今先生御指摘の一定の割合、つまりこの法律で言う最低競り数量の設定につきましても、卸、仲卸それから買参、そういったその他の利害関係者の意見を聞いて、品目につきましても業務規程で定めるわけでございますが、その際、その割合をどうするかということにつきましては、これは先生御案内のように、季節によって、あるいは市場におきます取引状況によって変化するのでございまして、今言いました市場関係者の協議によりまして弾力的に定められるように、開設者が関係者の意見を聞いて定めまして速やかに公表するという仕組みにしているところでございます。

○前島委員 要するに、そういう説明をするのじゃなくして、歯どめの措置、最低数量というものを具体的に設定するのかわい、こう言っている。全く任せちゃうのか。私は、そのところが、市場のあり方とある意味だったならば今回の改正、ルールを緩和とかをせざるを得ないところの接点

だらうと思つてゐるんですよ。市場という機能をちゃんと發揮するためには、やはり競りというのを可能な限り原則とする、逆に言うと、相対取引にいかんかどめを付けていくかということをややんとやっておくということ、そこが接点だらうな、こういうふうには思います。

だから、法律的にどうのこうのじゃなくして、具体的に業務規程の中でこの割合を規定していくときに、相対取引の歯どめになるような指示をするのか、そういう通達なり省令というものをせびやつていくことが、今日市場にまだ求められてゐるこの原則、価格形成機能を維持していくという上で最低必要な担保ではないだらうかなということとを私は言つてゐるのであつて、これはこれから具体的に省令なり通達を出していく過程の中で十分可能だらうと私は思ふんですよ。そういう措置をやるのが今絶対に必要ではないだらうかなという点をぜひ私は指摘しておきたい、こういうふうに思ひます。

それからもう一つ、この担保措置として、市場取引委員会ですか、これを設定したという。これは任意規定ですよ。と同時に、構成というのは利害関係者だけで構成するわけですね。いわば仲間の会議のようなものです。中央卸売市場には、言葉は別な言葉だつたんですけども、任意のそういう団体は既にあつたんですよ。それを案文の中に持つてきただけのこと、新しいことでも何でもありません。問題は、その市場取引委員会が公平な取引あるいは市場の機能を發揮するためにちゃんと作用するかどうかということが大事だらうな、こういうふうには私は思ひます。また、それをちゃんと作用させないといけないと思ふんです。

そういう面で、この市場取引委員会の構成というのが、単に利害関係者だけではなくて、そういうところを指摘できるような第三者を入れるべきではないだらうか。そこをちゃんと規定の中に入れておくべきではないか。この文章を読みますと、局長が、開設者がその中から選ばないんだと

いうだけのことであつて、利害を超えた公平な市場運営を維持したり市場の機能を維持するための第三者を入れる必要はないか、入れるべきであるという規定にはなつてゐない。私は、これも今後の運営の中で、指導の中で十分対応が可能だらうと思ひます。

局長が言うであらうこの二つの点は、そういう意味で、公平の原則が入らなかつたということと相対取引を導入したということの担保措置として、ちゃんとやるべきではないだらうかな、こういうふうには思ひます。

市場取引委員会のあり方、本来ならこれは義務規定にすべきであるし、その構成の中に第三者をびしつと入れるというふうにするべきだらう、条文上もそうすべきだらうと思ひますけれども、今後の運営の中で、指導の中でできないことではないと私は思ひますので、この取引委員会の構成の問題と位置づけの問題、効力の問題について、今後の方針について、局長、ひとつ考え方を示してください。

○福島政府委員 市場取引委員会は、中央卸売市場におきます取引につきまして、先ほど先生が言われましたように、卸、仲卸それから売買参加者その他の利害関係者とする者及び学識経験のある者のうちから開設者が委嘱するということになつておりまして、利害関係人だけに限られてゐるわけではございません。これは、まさに開設者がどういう人に委嘱するかということにかかつてゐるわけでございます。

主な業務といたしましては、業務規程の変更、つまり売買取引の方法などが中心的な課題でございますけれども、業務規程の変更に関しては、利害関係を有する者それから学識経験を有する者の意見を聞いていくということでございます。

また、御質問のございましたなせ義務規定にできなかったかということでございますが、これは地方分権との関係で任意設置にとどまざるを得なかつたわけでございます。実際は今も、同じような任意の設置規定でございますけれども、運営

協議会はずべての卸売市場におきまして設置されておりますので、今回もすべての中央卸売市場で設置するように指導はしてまいりたいというふうに思つております。

○前島委員 地方分権とか規制緩和という問題でこのことを論じるべきではないと私は思ひますね。市場の持つてゐる社会的な、経済的な重要性、あるいは安全性、命にかかわるような問題というときに、やはりこれは政府が、行政がちゃんと介入すべき問題だらう、私はこういうふうには思ひます。それが、地方分権との兼ね合いがあるから必置規定にならなかつたとかどうのこうのという形でもつて取り扱うべき問題ではないという点を言つておきたいと思ひます。

大臣、私、市場のあり方も含めまして、これらの農産物の流通のあり方、流通の改善ということとは非常に重要な、こういうふうには思ひます。市場を取り巻く状況というの、これからまだまだ変化していくだらうと思ひますので、ただし、その変化は一方的な方向に向かつて変化するとは限らないと私は思ひます。今度の改正というのは、ある意味だつたら大型化あるいは量販店の進出というところにウエートを置いて改正されてゐるけれども、その変化も事実だらうと思ひますけれども、逆に、国民的立場から見ると、安全性という点を見ると、また逆な方向に国民の関心もある。そういう変化も考えられるわけであります。そういう面では、これから市場を取り巻く、あるいは農産物流通を取り巻く状況は相応変化するであらうけれども、そのところに対応することは大切だけれども、一方の方向だけとは限らない、こういうふうには思ひます。

そういう面では、これからの市場のあり方と、それからそれを超えた農産物の流通の改善について、大臣、今後どんなふうにお考えになるのか、考え方を聞かせてください。

○中川国務大臣 先ほど、先生冒頭に効率という言葉についていろいろお考えをお聞かせいただいた。こういう時代でございますから、まず

地場消費とか、あるいはまたいかに産直で大都市の消費者に行くのがよいのかとか、あるいはまた、出し手と買い手との会う場所である市場というもの役割というの、それから一層重要になつてくる、つまり、多様化していくのだらうと思ひます。

フードマイルという言葉が最近よく使われますけれども、農産物、食品がつくられてから食べられるまでの距離、私は、フードマイルよりもフードアワー、時間の問題だらうと思ふんです。いずれにいたしましても、最近特に産地が大型化しておるとか、あるいは大型小売店の存在が大きくなつてゐるとか、また一方、いわゆる公設市場を初めとする昔からある市場が非常に経営が苦しくなつてゐるとか、しかし、この市場の役割というものの重要性というのは変わらないと私自身思ひます。

そういう意味で、卸売市場の機能というものを維持しながら、新しい基本法のもとで、消費者そして流通、そして生産者と、順番が逆になりましたけれども、そういう形で、多様なものをつくり、多様な手段でリーズナブルな値段で消費者がそれを買うことによつて、ということ私は高くても買うということになつていくのではないかと、ふうに思つておりますけれども、とにかく多様なやり方で流通というものが起こつていく。

そうはいつても、ここ短期、中期的には、やはり市場というものがオール・ジャパンの中での役割としては中心的な役割を果たしていかなければいけないと思つております。本法律の御審議をお願いしているのも、まさにそういう観点から先生の御理解をいただきたいというふうに思つております。

○前島委員 とにかく、公設ということと、市場というものの役割、機能ということは非常に大事ですから、変化に対応するだけではなくて、もつと本来持つてゐる市場の役割、機能ということも今後ちゃんと確保できるような手だてで、今回言うならば、相対取引を導入したなら、それに伴う

本来の機能の後退部分はちゃんと別な手だてでもって担保するんだというところをちゃんとやつてもらいたいということだけはぜひお願いをしておきたい、こういうふうに思います。

それから、JAS法で一、二伺いたいと思いますが、今度のJAS法の改正に伴って、さまざまな関係者からの意見として、有機農産物の認証制度を導入することは賛成だが、いわゆるそのことが今後の日本における有機農業の発展の足かせになつたりマイナスになると問題だなということと、それから、有機農業の発展のためには、単に認証制度、規制を導入するだけではなくして、本来、日本で有機農業を今後育てていくためのさまざまな手だてというものも同時にないと問題になるなという議論だろうと私はトータルとして感じているわけです。

その中で、一つまず具体的には、今度の認証制度、検証制度を導入する中で、結果として生産者の負担にならないような工夫、例えば認証コストを最大限節約できるような方法だとか、認証に当たつての弾力的な対応だとか、日本の条件に合つたような対応をする、そういう対応によって、今度の認証制度の導入が有機農業の今後にマイナスにならないように工夫すべきではないかという点で、認証経費といましようか、その辺を最大限配慮すべきである、こういうふうな意見をよく聞くわけであります。そういう面の対応、工夫をどういうふうに考えているのかお聞かせください。

○福島政府委員 先生御指摘の、有機農産物生産者の認証に伴うコスト、それをだれが負担するののかという御質問でございます。

かという御質問でございます。

これは、基本的には今消費者は有機農産物の購入を望んでいるわけでございます。アンケート調査によれば、八割以上の消費者が、通常の野菜と比較して価格が割高であっても有機農産物を購入したいと考えておりますし、また、六割以上の消費者が、検査、認証制度が導入された場合には、認証されたものを積極的に購入したいと言っているわけでございます。そういうことから見まして、

生産者が負担します認証手数料の価格への転嫁は、基本的には可能だというふうに考えております。

また、他方、この認証機関につきましては、一定の要件を満たせば民間機関も含めまして登録を認めるようにしておりますので、競争によりまして合理的な水準に取れんしていくものというふうな考えております。

またできるだけコストを安くするということから、生産組合なりあるいは農協等が生産行程管理者となつて一括して認証を受ける、そういうことも可能なわけでございまして、そうした対応も指導してまいりたいというふうに思つております。

○前島委員　認証制度の導入に反対する人はだれもいないと思いますけれども、そのことが、今後の日本の有機農業の発展といましようか、振興の足を引っ張らないように十分配慮をしてさまざまな基準づくりをやってほしいなという点をお願いします。

最後に大臣、日本におけるこれからの有機農業の発展、振興ということは私は重要だろうと思います、基本法の中にもそのことは位置づけてあるわけでありますから。そういう面で、独立した有機農業、有機農法の振興をするための、育成するための独自の法案みたいなものをつくつたらどうだ、そういうものも必要ではないかという議論が片方にあります。

今度の新基本法をつくる中で、さまざまな研究機関といましようか、研究会等々がありますけれども、有機農業の育成にかかわるような検討委員会というのは正直言つて全然ないというのが現状だろう、こういうふうに思う。次に環境三法が出てくるからということを言いますけれども、有機農業といましようか、環境保全型農業を育成するための総合的な対応というのはまだ私は不十分だろう、こういうふうに思っております。

そういう面で、これを機会に、この環境保全型農業、有機農業を育成するための立法的なもの、

をつくつたらどうだ、つくつてほしいという意見がありますけれども、その辺に向けての方向性について大臣にお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

○中川国務大臣　これからの日本の農業あるいは土を守っていくために、有機農法あるいは有機というものの存在というのがますます大きくなっていくわけであります。

先生の熱意がよく私にも感じられるわけでありますが、まさにこの前御審議いただきました基本法の理念の中に、農業の果たす多面的役割あるいは持続可能な農業というものが、二条から五条の中に入っておるわけでございます。その一番の典型といましようか、象徴的な農法が有機農業

というふうと考えておりますので、先生の御指摘を受けて、例えば、消費者、生産者に対して正しい情報を伝えるとか、あるいは子供たちにきちっと教育的にやっていくとか、いろいろなやり方をしているかなければならないと思っておりますが、有機農業に関する法律を新たにということでありますならば、せっかく御審議いただき、成立いただいた基本法の中に、まさにその趣旨がエッセンスとして入っておるということで御理解をいただきたいと思ひます。

○前島委員 理念論だけで終わらないように、今後ともひとつよろしく願いをいたします。

終わります。

○穂積委員長　これにて画案に対する質疑は終局いたしました。

○穂積委員長　ただいま議題となっております。両
案中、まず、卸売市場法及び食品流通構造改善促
進法の一部を改正する法律案について議事を進め
ます。

これより討論に入ります。
討論の申し出がありますので、順次これを許します。中林よし子君。

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正

する法律案に反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、競りの原則を廃止することによって、相対取引の増大を招き、ひいては、公正、公平、公開の原則からの後退につながるからです。

競り原則は最も透明性のある取引です。今でさえ、相対取引によって競りの前に品物を持っているというしまい、本来の市場流通が阻害されている状態です。この改正は、現状を追認し、大手量販店による大量の相対取引を合法化するものであり、公設の市場として行うべきではありません。

第二の理由は、商物一致の原則及び買い付け禁止の原則を緩和する問題です。

実際に品物を見て値段を決めることが少なくなることは、生産者と消費者にとって納得のいく取引を後退させることになります。また、卸売業者が大量の品物の買い付けに走り、品物を右から左へ流すようになることは、小規模な生産者や仲卸、小売業者にとって不利になることは明らかです。

第三の理由は、市場関係者の経営体質の強化と

は、業者の淘汰、リストラを促進する危険性があり、また、中央卸売市場の再編も、市場の大型化による中小市場の切り捨てにつながるからです。以上三点を申し述べ、私の反対討論といたします。(拍手)

○穂積委員長　次に、前島秀行君。

○前島委員　私は、社会民主党・市民連合を代表して、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

第一の問題は、卸売市場の生命線ともいうべき公開の原則と、公正な価格形成機能を大幅に後退させたことであります。

平な荷分けを専門店等に保障してきたこれまでの市場とは大きく変わることになり、中小の八百屋さん、魚屋さん等の専門店にとって大きな打撃になることは間違いありません。

第二の問題は、これまで以上に大手量販店、大型スーパー中心の市場となることでもあります。

商物一致の原則、買付け集荷禁止の原則を緩和したことによって、公設の卸売市場が民間資本による物流センターなどと変わらぬものに変質していく可能性があることを指摘せざるを得ないのであります。

第三の問題は、量販店の進出と市場関係者のリストラ、淘汰の進行が、商店街の不振と地域社会の崩壊の危機を増大させることの心配であります。

八百屋さん、魚屋さんなどの専門店の強化発展が商店街の維持や再建に不可欠であり、今回の法改正が、専門店のみずからの体質の強化発展はもとより、商店街の維持や再建に寄与することを私たちは期待したのであります。今回の改正案はその期待にこたえることができませんでした。

以上の理由から、本法案に反対であることを申し述べて、私の反対討論といたします。(拍手)

○穂積委員長 これにて本案に対する討論は終局いたしました。

○穂積委員長 これより採決に入ります。

○穂積委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○穂積委員長 次に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、藤田スミ君外一名から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。中林よし

子君。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律案に対する修正案の提案理由を説明いたします。

まず初めに、今回の改正で、品質表示基準の対象をすべての飲食料品に拡大し、生鮮食料品には原産地の表示を行うこととされます。これらは消費者からの強い要望であり、我が党も要求してきたものであり、賛成できるものです。また、有機食品の表示の適正化を図ること、そのための検査、認証の枠組みを創設することも必要です。

しかし、日本の農業は、高温多雨の気象条件の中、地形も土壌も複雑な条件を持っており、日本の農業に国際的な有機基準を一律に当てはめることはなじむものではありません。

日本の有機農業は、政府のまともな支援策がないため、農家の犠牲で行われてきた現状のもとで、有機農業の表示だけを先行させれば、輸入される有機農産物に押されて、日本の有機農業は縮小する懸念さえあります。また、輸入されている有機農産物から農産物が検出される等の問題も生まれています。

こうした中で、日本共産党は、有機農業の表示制度とあわせ、有機農業を守り育てる施策を強力に推進するため、以下の修正が必要であると考えます。

第一に、日本の農業に有機農産物の国際基準を一律に当てはめないため、「国際的な規格の動向を考慮する」との規定を削除します。

第二に、政府は、有機農業の表示制度とともに、有機農業の定着、普及、拡大のための振興策を強力に推進することを明記します。

第三に、輸入される有機農産物の水際チェック

体制を確立することを明記します。

以上で修正案の提案理由の説明を終わります。が、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○穂積委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○穂積委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するのではありませんが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、藤田スミ君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○穂積委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○穂積委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

(賛成者起立)

○穂積委員長 この際、本案に対し、増田敏男君外五名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。増田敏男君。

○増田委員 私は、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合を代表して、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

現に努め、消費者の合理的な商品選択等に万全を期すべきである。

記

一 有機農業の今後の展開方向を明確にするるとともに、有機農業への取組みを助長するための振興策を講ずること。

二 有機食品の検査・表示制度については、農業従事者等の意向を十分尊重し、これまで「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」等を踏まえ有機農業に取り組んできた生産者の努力が評価され、本制度に円滑に移行できるよう配慮するとともに、関係者に対する啓発を図るなどその趣旨を周知徹底させること。

また、本制度の運用に際しては、有機農産物生産農家の実態を考慮したきめ細かな配慮を行うこと。

三 有機食品の第三者認証機関については、格付認定の公平性を確保するため、認定基準を明確に定めるとともに、消費者の信頼を得るため生産行程のチェック体制を整備すること。

四 減農薬栽培、減化学肥料栽培等の特別栽培農産物については、生産・流通実態及び「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の普及状況等を踏まえ、基準の内容、検査・認証の必要性及び仕組みを検討すること。

五 国民の要請に応え、遺伝子組換え食品の表示制度を早急に整備すること。

六 加工食品の原料原産地の表示について、品目の特性に応じた検討を進め、表示の実現可能性及び信頼性に留意しつつ、消費者の視点に立った表示ルールの確立を図ること。

また、加工食品の表示の充実に当たっては、消費者及び業界関係者の意見を十分聴くなど、品目毎の製造・流通の実態等に十分配慮すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑

の過程等を通じて委員各位の御承知のところと思
いますので、説明は省略させていただきます。
何とぞ委員の御賛同を賜りますようお願い申し
上げます。
○穂積委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○穂積委員長 起立総員。よつて、本案に対し附
帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農
林水産大臣から発言を求められておりますので、
これを許します。農林水産大臣中川昭一君。

○中川國務大臣 ただいまは法案を可決いただき
まして、ありがとうございます。附帯決議につ
きましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力
をしてまいります。

○穂積委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案の委員会報
告書の作成につきましては、委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○穂積委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○穂積委員長 次に、内閣提出、参議院送付、持
続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法
律案、肥料取締法の一部を改正する法律案及び家
畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関
する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大
臣中川昭一君。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関

る法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に
関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○中川國務大臣 持続性の高い農業生産方式の導
入の促進に関する法律案、肥料取締法の一部を改
正する法律案並びに家畜排せつ物の管理の適正化
及び利用の促進に関する法律案につきまして、こ
れらの提案の理由及び主要な内容を御説明申し上
げます。

我が国農業が、食料の供給や国土・自然環境の
保全といった多様な役割を果たしていくためには、
環境と調和しつつ持続的に発展できるとい
う農業本来の特質を生かす観点に立ち、土づくりと
化学肥料や化学農薬の使用の低減をあわせて行う
持続性の高い農業生産方式の普及浸透を図る必要
があります。このような農業生産方式の農業者
段階における取り組みは不十分な状況にありま
す。

また、土づくりに不可欠な資材である堆肥等特
殊肥料についても、その品質表示には統一的な基
準がなく、適切な施用を行うことが困難である
という問題が生じております。

さらに、家畜排せつ物は、堆肥の主要な原料と
して、農産物や飼料作物の生産に有効に利用され
てきたところでありますが、近年、畜産経営の急
激な大規模化の進行、高齢化に伴う農作業の省力
化等を背景として、資源としての利用が困難にな
りつつある一方、地域の生活環境に関する問題も
生じているところであります。

このような状況を踏まえ、持続性の高い農業生
産方式の導入の促進、堆肥等特殊肥料の適切な施
用の促進及び品質の保全、並びに畜産業におけ
る家畜排せつ物の適正な管理の確保及び有効利用
の促進に関する措置を総合的に講ずることとし、こ
れらの法律案を提出した次第であります。

次に、これらの法律案の主要な内容につしまし

て御説明申し上げます。

まず、持続性の高い農業生産方式の導入の促進
に関する法律案についてであります。

第一に、都道府県は、持続性の高い農業生産方
式の導入に関する指針を策定し、導入すべき持
続性の高い農業生産方式を、地域の実情を踏まえて
具体的に定めることとしております。

第二に、持続性の高い農業生産方式の導入に関
する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた
農業者に対し、農業機械の購入等に必要となる農
業改良資金の償還期間の特例等の措置を講ずること
としております。

続きまして、肥料取締法の一部を改正する法律
案についてであります。

第一に、有害成分を含有するおそれが高い汚泥
等を原料として生産される特殊肥料を普通肥料に
移行させ、含有を許される有害成分の最大量その
他必要な事項についての規格を定めることとして
おります。

第二に、農林水産大臣は、特殊肥料について、
品質に関する表示の基準を定めるとともに、その
生産業者等に対し指示及び公表の措置をとること
ができることとしております。

最後に、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用
の促進に関する法律案についてであります。

第一に、農林水産大臣が家畜排せつ物の処理ま
たは保管の用に供する施設の構造設備等に関する
基準を定め、これに基づき都道府県知事が畜産業
を営む者に対して必要な指導助言、勧告、命令を
実施することとしております。

第二に、家畜排せつ物の利用の促進のため、農
林水産大臣が策定する基本方針に即して都道府県
が計画を作成し、畜産業を営む者が都道府県の計
画に沿って施設を整備しようとするときは、都道
府県知事の認定を受け、農林漁業金融公庫の融資
を受けることができることとしております。

以上が、これら三法案の提案の理由及び主要な
内容であります。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い

ただきますようお願い申し上げます。

○穂積委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わ
りました。

次回は、来る二十一日水曜日午前九時五十分理
事会、午前十時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後八時十三分散会

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関
する法律の一部を改正する法律案に対する修
正案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関す
る法律の一部を改正する法律案の一部を次のよう
に修正する。

第七条の改正規定中「第七條第二項中「見通し」
の下に「並びに国際的な規格の動向」を加え、同
条第四項」を「第七條第四項」に改める。

本則に一条を加える改正規定の次に次のように
加える。

附則第六項及び第七項を次のように改める。

6 政府は、有機農産物の表示に係る措置の円滑
な実施に資するとともに、有機農産物に対する
一般消費者の需要に対応するため、有機農産物
の生産の振興に関し必要な施策を積極的に行う
よう努めるものとする。

7 政府は、輸入に係る有機農産物について、収
穫後における農薬の使用の状況及び農薬の成分
である物質（その物質が化学的に変化して生成
した物質を含む。）の残留の状況に関し必要な
調査又は検査を行い、その結果を踏まえて輸入
に係る有機農産物の格付の在り方について検討
を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ず
るものとする。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関
する法律案

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に
関する法律

(目的)

第一条 この法律は、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であつて、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

- 一 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であつて、土壌の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 二 肥料の施用に関する技術であつて、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 三 有害動植物の防除に関する技術であつて、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

(導入指針)

第三条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めるものとする。

- 2 導入指針においては、都道府県における主要な種類の農作物について、都道府県の区域又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、当該農作物及び地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容
 - 二 前号に該当する農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項
 - 三 その他必要な事項

3 都道府県は、情勢の推移により必要が生じた

ときは、導入指針を変更するものとする。

4 都道府県は、導入指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(導入計画の認定)

第四条 農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標
 - 二 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項
 - 三 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その導入計画が導入指針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(導入計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る導入計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

- 2 都道府県知事は、認定農業者が前条第一項の認定に係る導入計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。）に従つて持続性の高い農業生産方式の導入を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(農業改良資金助成法の特例)

第六条 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第二条第一項の生産方式改善資金の

うち政令で定める種類の資金であつて、認定農業者が認定導入計画に従つて持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

（課税の特例）

第七条 認定農業者が認定導入計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（援助）

第八条 国及び都道府県は、認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告徴収)

第九条 都道府県知事は、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため、持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対し、農業改良資金の償還期間の特例等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出

する理由である。

肥料取締法の一部を改正する法律案
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。
農林水産大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定める。

- 一 一次条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる普通肥料 含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項
- 二 二次条第一項第三号に掲げる普通肥料 含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項

第四条第一項中「第三号まで」を「第四号まで」に、「第四号の」を「第五号に掲げる」に改め、同項ただし書中「受けた普通肥料」の下に「（第三号に掲げる普通肥料を除く。）」を加え、同項第一号中「普通肥料」の下に「（第三号に掲げるもの及び」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同項第五号とし、同項第三号中「前二号の」を「前三号に掲げる」に改め、「配合される普通肥料」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特性からみて銹柄ごとの主要な成分が著しく異なる普通肥料であつて、有害成分を含有するおそれが高いものとして省令で定めるもの

第四条第二項中「前項第三号の肥料」を「前項第四号に掲げる普通肥料（同項第三号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合されるものを除く。）」に改める。

条第二項第三号に掲げる肥料にあつては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格。第十条第五号及び第十六条第一項第三号において同じ。」を加え、同項第六号中「肥料」の下に「及び第四條第一項第三号に掲げる肥料」を加える。
第七條ただし書中「省令で定める肥料」の下に「及び第四條第一項第三号に掲げる肥料」を加える。

第十七條第一項第三号中「保証成分量」の下に「（第四條第一項第三号に掲げる普通肥料にあつては、その種類ごとに農林水産大臣が定める主要な成分の含有量）」を加える。
第二十二條の次に次の二條を加える。

（特殊肥料の表示の基準）

第二十二條の一 農林水産大臣は、特殊肥料のうち、その消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、施用上その品質を識別することが特に必要であるためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定める種類のものについて、その種類ごとに、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定め、これを告示するものとする。

一 主要な成分の含有量、原料その他品質に關し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して生産業者、輸入業者又は販売業者が遵守すべき事項

2 都道府県知事は、特殊肥料の種類を示して、前項の表示の基準となるべき事項を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。

（指示等）

第二十二條の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により告示された同項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項の規定により告示された同項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない生産業者、輸入業者又は販売業者があるときは、当該生産業者、輸入業者又は販売業者と

対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の指示に従わない生産業者、輸入業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

第三十一條第二項中「違反したとき」の下に「表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。」を加える。

第四十條中「前四條」を「第三十六條から前条まで」に、「外」を「ほか」に改め、同条ただし書を削る。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、第二十二條の次に二條を加える改正規定、第三十一條第二項及び第四十條の改正規定並びに次条から附則第四條まで及び附則第七條の規定は、公布の日から施行する。

（公定規格に関する経過措置）
第二條 農林水産大臣は、改正後の肥料取締法（以下「新法」という。）第四條第一項第三号に掲げる普通肥料に該当するものとして省令で定める肥料について、新法第三條の規定の例により、公定規格を定め、公布の日から六月以内に公告しなければならない。

（登録の申請に関する経過措置）
第三條 生産業者又は輸入業者は、公布の日から起算して七月を経過した日から、新法第六條の規定の例により、前条の省令で定める肥料について、農林水産大臣の登録の申請をすることができる。

（登録に関する経過措置）
第四條 前条の規定により登録の申請があつた場合における当該肥料の登録については、新法第七條の規定の例によるものとする。この場合において、同条の規定の例により登録を受けたときは、この法律の施行の日において同条の規定により農林水産大臣の登録を受けたものとみなす。

（特殊肥料に係る処分に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前に改正前の肥料取締法第三十一條第二項又は第三項の規定により都道府県知事が同法第二十二條第一項の規定により届け出られていた同項第二号に掲げる名称の特殊肥料であつて新法第四條第一項第三号に該当するものについて生産業者、輸入業者又は販売業者に対してした処分は、新法第三十一條第一項又は第三項の規定により農林水産大臣がした処分とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由
最近における肥料を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、肥料の品質の保全を図るため、普通肥料に新たな区分を設け、特殊肥料のうち有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等を移行させるとともに、特殊肥料の品質に関する表示の適正化のための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（目的）
第一條 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案

（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案）
第二條 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案

（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案）
第三條 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案

（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案）
第四條 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案

（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案）
第五條 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案

（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案）
第六條 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案

（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案）
第七條 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案

（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案）
第八條 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案

（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案）
第九條 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案

（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案）
第十條 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律案

（定義）

第二條 この法律において「家畜排せつ物」とは、牛、豚、鶏その他政令で定める家畜の排せつ物をいう。

（管理基準）
第三條 農林水産大臣は、農林水産省令で、たい肥その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に關し畜産業を営む者が遵守すべき基準（以下「管理基準」という。）を定めなければならない。

2 畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない。

（指導及び助言）
第四條 都道府県知事は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため必要があると認めるときは、畜産業を営む者に対し、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）
第五條 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の徴収及び立入検査）
第六條 都道府県知事は、前二條の規定の施行に必要な限度において、畜産業を営む者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、畜産業を営む者の事業場に立ち入り、家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設の構造設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(基本方針)

第七条 農林水産大臣は、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

二 処理高度化施設（送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。）の整備に関する目標の設定に関する事項

三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項

四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県計画)

第八条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができる。

2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならない。

一 家畜排せつ物の利用の目標

二 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項

四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該都道府県計画に定める前項第一号及び第二号に掲げる事項について、農林水産大臣に協議しなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

(処理高度化施設整備計画の認定)

第九条 畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画（以下「処理高度化施設整備計画」という。）を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 処理高度化施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 処理高度化施設の整備の目標

二 処理高度化施設の整備の内容及び実施時期

三 処理高度化施設の整備の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その処理高度化施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(計画の変更等)

第十条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理高度化施設整備計画を変更しようとするときは、当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る処理高度化施設整備計画

(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定処理高度化施設整備計画」という。)に従つて処理高度化施設の整備を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第十一条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二

第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、第九条第一項の認定を受けた者に対し、認定処理高度化施設整備計画に従つて処理高度化施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第三十六條第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第十一條第一項」とする。

(研究開発の推進等)

第十二条 国及び都道府県は、家畜排せつ物のたい肥化その他の利用の促進に必要な技術の向上を図るため、技術の研究開発を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(報告の徴収)

第十三条 都道府県知事は、第九条第一項の認定

を受けた畜産業を営む者に対し、認定処理高度化施設整備計画の実施状況について報告を求めることができる。

(経過措置)

第十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

第十五条 第五条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 第六条第一項若しくは第十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

畜産をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るため、畜産業を営む者が行う家畜排せつ物の管理に

関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の利用の促進に関する国の基本方針及び都道府県計画について定め、都道府県計画に従つて施設の整備を図る者に対し農林漁業金融公庫から資金の貸付けを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年七月二十三日印刷

平成十一年七月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局